

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会 (第 19 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 24 年 11 月 5 日 (月)		
開 会	午後 1 時 00 分	閉 会	午後 5 時 40 分
場 所	5 階 議場		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 橋尾泰博 副委員長 房安 光 委 員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章、上紙光春 上田孝春、上杉栄一		
欠 席 委 員	なし		
参 考 人	日本設計 建築設計群 主管 赤瀬川 仁 日本設計 構造設計群 グループ長 土屋博訓 日本設計 環境・設備設計群 主管 小谷野祐二		
委 員 外 出 席	石田憲太郎、平野真理子、寺坂寛夫、砂田典男、山田延孝、田村繁巳、 中村晴通、有松数紀、角谷敏男、谷口秀夫、入江順子		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁舎整備局長補佐 : 竹内 一敏 財産管理課管材係主幹 : 福井 一朗 庁舎整備局主任 : 宮崎 学 庁舎整備局専門監 : 前田喜代和		
傍 聴 者	12 名 (別添のとおり)		
傍 聴 者 (報 道)	日本海テレビ、日本海ケーブルネットワーク、NHK、しんぶん赤旗、 朝日新聞、読売新聞、建設工業新聞、中国新聞、日本海新聞、 毎日新聞		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後 1 時 00 分 開会

(最初数分間録音ミス)

◆橋尾泰博 委員長 日本設計にお願いをしております。鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案に関する調査委託業務の調査報告書案について日本設計の御担当からお話をお聞きしたいと思いますが、委員会へは参考人としての出席というかたちとなります。つきましては、手続き上、参考人招致の採決をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。それでは採決をいたします。株式会社日本設計の赤瀬川仁氏、土屋博訓氏、小谷野祐二氏の3名を参考人として招致することに賛成のかたは挙手をお願いをいたします。

全員挙手

◆橋尾泰博 委員長 はい。賛成全員でございます。そういたしましたら、赤瀬川氏、土屋氏、小谷野氏の3名のかたに御入場いただきたいと思っておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

【参考人入場】

◆橋尾泰博 委員長 日本設計さんには東京からお越しをいただき御苦労さまでございます。そういたしましたら、まず最初に、日本設計さんの方から自己紹介をお願いをいたしたいと思っております。赤瀬川さんの方からよろしくお願ひいたします。

○赤瀬川仁 日本設計主管 建築担当しております日本設計の赤瀬川です。よろしくお願ひいたします。

○土屋博訓 日本設計グループ長 構造の方を担当しております。土屋と申します。よろしくお願ひいたします。

○小谷野祐二 日本設計主管 電気の方を担当しております。小谷野と申します。よろしくお願ひいたします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それでは本日の委員会に入ります前に委員会条例について申し上げます。委員会条例第27条により、参考人は委員に対し質疑することはできませんので御了承いただきたいと思っております。また、発言をされる場合は挙手の上、委員長の指名後に発言をお願いをいたします。そして発言をされる場合は、必ずマイクを使っておりますようお願ひをいたします。これは委員のかたも同様でございます。それでは本日の議題となっております鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案に関する調査業務報告書の説明を、お願ひをいたしたいと思っております。できるだけわかりやすく丁寧な説明を求めたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○赤瀬川仁 日本設計主管 それでは早速ですけれども説明をさせていただきます。資料の方なんですけれども、A4のものが2つ2部ございまして、緑字で書いてあります調査業務報告書の下に、1鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案の調査といったものと2計画案変更案の検討と今後の課題という大きく2つに分けて資料を作らせていただいております。まず、1の方の資料の方から説明をさせていただきたいというふうに思っております。1ページめくっていただきまして、

左手に目次、右側から本文がスタートしております。まず1つ目ですけれども、調査案の概要ということで調査業務仕様書並びに参考資料、質疑応答による調査案の概要を記載するという事で調査案の内容を、1節では説明をしてございます。まず1-1の概要としましてはこちら使用書の方に書いてあった内容なんですけれども、現庁舎の6階建ての部分には耐震改修を行うとともに、建物本体については現状維持を基本とするが設備空調・給排水等について一部改修を施す。2階建て部分は取り壊すということで、下の方に絵がありますけれども、本庁の部分については6階部分を残して2階を取り壊すというようなこととございます。それであとですね、敷地内に地上5階地下1階建ての新第2庁舎を増築するという事で、ちょうど今本庁の南側の東側のところに新第2庁舎を建てるような計画になってございました。それで、あとそちらの西側に半地下駐車場とその上部に広場を設けるというようなことと、こちら仕様書内に書かれていた概要をそのまま転記させていただいております。

次のページいきまして、1-2計画内容でございますがこちら基本的には仕様書の方に書いてある内容をそのまま転記しているんですけれども、一部、我々業務をスタートするに当たりまして分からないところとか、仕様だとかというのを質疑応答で答えさせていただいている部分がございます。まず、本庁舎の概要をといたしましては6階建て地下1階の6,800㎡ということで一部ちょうど3分の1部分ぐらいの部分ですね、380㎡ぐらい地下1階があるというような概要になってございます。そのうちの一部取り壊すということがございまして、5,900㎡が改修部分に含まれるということになってございます。建物性能としましては、耐震性能構造体I類、建築非構造部材A類、建築設備甲類ということで、こちらは仕様書の方に記載なかったんですけれども質疑応答により耐震性能については、今読み上げさせていただいた内容にするというようなお答えをいただいております。

続きまして、改修内容ですけれども、免震改修するよということで、こちらは1階部分は基礎免震で地下1階がある部分につきましては柱頭免震するという事になってございます。それで、建物の内装関係ですけれども、本体は既存適及対応の内装改修を行うということでございます。それで、設備につきましては免震改修にかかる必要となる改修とともに、甲類対応の改修工事を行うということでございます。あと外装改修についてはペアガラス1重サッシの整備と、それであと居ながら工事をすると。それで地下1階の設備諸室も継続利用ですというようなことが内容としてはございます。それで、本庁舎のあと解体部分については2階建て部分の900㎡を潰すということになっております。新第2庁舎ですけれども、建物規模としましては5階建て地下1階の4,380㎡ということで、地上部が庁舎機能で約3,650、地下が駐車場機能で約730㎡ということで、こちらは西側の半地下駐車場と一体で利用するという事になってございます。それで耐震性能については本庁舎と同じく構造体I類、建築非構造部材A類、建築設備甲類ということでこちら質疑応答、質疑解答により仕様が決定されております。

それであと構造ですけれども、免震構造ということで地下1階の柱頭免震となっております。それで、こちらにつきましても質疑応答、質疑解答により免震構造とするというご回答をいただきまして、そのような仕様にさせていただいております。続きまして、半地下駐車場ですけれども、建物規模としましては第2庁舎の駐車場とあと屋外駐車場合せて150台の駐車施設

を確保するという一方で、半地下駐車場台数としては第2庁の下の部分を含めて100台、それとあと上部にふれあい広場を設けるということでその面積が1,650㎡ということになります。それで、あとトイレだとか、エレベーターを整備するというようなことが記載されてございました。あと、外構関係ですけれども、残す建物としましては書庫、ブロック造の書庫があるんですけれども、その2つは残しますということと、あとその書庫の間に駐輪場がございますが、その駐輪場については解体撤去するということになってございます。あと、駐車場等ということで外構部分に50台を止めるということになってございました。それであと、駐輪場ですけれども、仮設定として自転車164台、原付7台ということで、こちら現況の駐車場の一番道路に面した部分ですね、にある駐輪場と同じボリュームを設けるということでした。

それとあと、渡り廊下、こちら本庁舎と新第2庁舎をつなぐ渡り廊下ですけれども、こちら鉄骨造で1フロアで接続するという一方で、あと内部通路ですね、屋根壁ありでやると。それであと有効幅員1.8m程度ということで、こちらにつきましては仕様書の方には記載なかったんですけれども、調整会議等々のやり取りの中で、このような仕様でということでご決定いただいた内容でございます。あと、5番目工期ですが、約2年、平成26年度中の整備完了ということで、こちら当時のスケジュールで書かれたと思うんで、変な話ですけれども、こちらは一応書かせてはいただいておりますが、実際問題として、今のタイミングのこの状況ということを見ると、今の時点で、もうすでにしんどいかなと思っています。続きまして、6番目建設費等ということで、建設費としては20.8億円、その内訳として建設費が20で、設計監理費が0.8億円ということが記載されてございました。

続きまして、1-4ですけれども、調査対象敷地範囲ということで、こちらどこの範囲を我々の調査業務として位置付けるかというところでご確認させていただいた内容で、ザクツと言いますと、現庁舎とあと南側の駐車場の部分ということで、市民会館の敷地は調査対象とはしないというようなご回答でいただいております。続きまして、本庁舎の現状ということで、建物としましては昭和39年に出来た建物です。あと構造だとか、延べ床だとか、そういったものにつきましては、先ほど説明させていただいたので割愛させていただきます。あと4番目建物用途としましては、1階から上は庁舎機能なんですけれども、地下1階に主な機械系の部屋がありまして、主機械室と電気室が設けられているというようなことになっております。その概略を、模式図を下の絵で示させていただきます。続きまして次のページ、構造関係ということで、こちらは平成21年度に耐震診断をされておりまして、そちらの報告書を記載させていただいております。下段のところに太字で囲ってあるところ、I s値0.2というのと、CT・SD値0.2というふうに書いてありますけれども、こちら下に注意書きを書いておりますけれども、このI s値というのが耐震診断によりまして、その建物の耐震性能を示す指標になりまして、この数字がちっちゃければちっちゃいほど、耐震性能が低いというようなことになるんですけれども、その0.2というのに対して、その0.3以下であれば、震度6強の地震で倒壊又は崩壊の危険性が高いというふうに位置付けられているというふうな、そういうふうなかたちになっております。それとあと、CT・SD値ですけれども、こちら耐震性能を示す数値でして、こちら0.3以下になりますとI s値がどのような数値であっても危険

ですというような判定がなされるというふうな数値で、こちら I s 値、SD・CT 値ともに 0.2 ということで、基準と言いますか、地震が起こったときに、危険な状態ですよというような耐震診断結果になったというようなことになっております。こちらを記載させていただいてございます。

続きまして、右側 1-6 ですが、設備関係の話に移っていききたいと思います。まず、電気設備ですけれども、こちら先ほど申し上げたように、電気設備は地下 1 階にメインのものがありまして、受変電設備並びに発電設備、発電機設備が設置されておりまして、そこから上の階に送られているということになります。あと、通信設備については 6 階、電話交換室、ごめんなさい。通信設備関係については 6 階に電話交換室、4 階に防災危機、地下 1 階にネットワークの主装置が設置されているというふうなことになります。あと、引き込みについては、南と北側にドライエリアがあるんですけれども、そちらから引き込まれているというふうなことになってございます。それとあと、配線関係なんですけれども、後から改修されておりまして、機械室の中にダストシュート、これ、ゴミを入れれば下にこう落ちるようなコンクリートの筒があるんですけれども、そこの中に配線をやられているだとか、あとトイレの中に PS、パイプシャフトがあるんですけれども、そのところに、脇に配線をするスペースとして使われているというふうな、そういった状況でございます。

それで続きまして、メインの受変電設備の説明ですけれども、左下の写真が受変電設備の現況写真になります。こちら引込方式としては、架空で引き込まれていて 6.6KV ということで、1 回線でございます。それで場所は地下 1 階、それから、オープン式の受変電設備ということで写真にありますように、最近のものであれば、鉄の板で囲まれているようなかたちで組まれているんですけれども、こちらに設けられているのは、オープンなものの形式になってございますということです。あと容量としては、単相の 200KVA、三相 550kVA、低圧スコット 50kVA ということでございます。それで、あと自家発電機設備ですけれども、これも同じく地下 1 階にございまして、キュービクル式のディーゼル発電機普通型ということでございます。容量としては、150kVA、220V、60Hz ということで。それで、搭載タンクとしては、灯油が 980 ということで、2 時間程度の運転時間ということになります。その他としては、昭和 59 年の製造だということで、それが右下の写真でございます。続きまして次のページ、1-7 ですけれども、幹線設備ということで、こちら先ほど概要のところの説明させていただいた内容でございます。それで、記載させていただいている事項については、一部トイレの中のパイプシャフトだとか、そういったところに使われていますということで、スペース的に余裕がないという状況がございまして、今後、改修等々必要な場合は、新たに電気シャフトを確保する必要があるということを書かせていただいております。その下に、ある絵が模式図になります。

続きまして、通信設備ですけれども、こちら先ほど概要で説明させていただいたとおりで、電話交換機が 6 階、火災報知受信機が 4 階、あと放送用アンプが 4 階、ネットワーク機器の主装置が地下 1 階にあるというふうなところでございます。それで、こちらと同じくシャフトのちょっと余裕がないというふうなことを記載させていただいております。続きまして次のペー

ジ、1－8ですけれども、空調設備の説明に入らせていただきます。まず、こちら、ちょうど中段の模式図を見ていただきたいんですけれども、地下1階に熱源機と、あと空調機がございます。それでこちら、この空調機から基本全館にダクティングをして空気を送るというような空調システムになっているというような状況でございます。それで、熱源機械室の概要ですけれども、形式としては冷熱源が水冷式、温熱源がA重油の真空ボイラー式ということになっております。それから容量が、水冷チラーが400kWの1基と335kWの1基、それから真空式ボイラー加熱能力が1,162.8kW1基ということになっております。こちら平成11年、13年前に更新されておいて、今後10年程度は使用できるのではないかとというふうに考えてございます。

続きまして、空調設備ですけれども、地下1階にございまして、水平置式の空気調和機ということで、冷房能力が682.5kW、暖房能力が541.8kW1台ということで、先ほど説明されたとおり、全館にダクトにて送風ということで一部を除くとありますが、こちらの議場もそうなんですけれども、部分的には個別にやられているところもございまして、一部という書き方にさせていただいております。それであとデメリットということで、個別制御が全館装具なのでできないということと、あと、非効率であるというようなことで運用面、省エネ面での課題があるということを書かせていただいております。それで、こちらその他として、熱源と同じく13年前に更新されて、今後10年程度は使用可能と考えるというようなことを書かしていただいております。続きまして、次ページですね、1－9ですけれども、給排水衛生設備ということで、給排水衛生設備の概要を書かせていただいております。それで、こちら特筆すべき事項だけ申し上げますと、まず、受水槽がございますけれども、こちら建物の脇にあるということで、何というんでしょうか、免震改修のときにちょっと触らないといけないというような状況が1つございます。それとあと、井水槽、こちらコンクリート水槽とありますが、こちらドライエリアの下部にございまして、こちらと同じく免震改修するに際して一端潰さないといけない部分になるというようなことになります。それで、あとですね、こちら水関係につきましては免震構造に変わるということになりますと、免震構造と、構造と非免震構造の間を行き来するものたちになるので、免震継手といったものを設けないといけないというようなことになります。

続きまして、消火設備ですけれども、こちら地下1階にございまして消火ポンプによって各階の屋内消火栓に供給されているといったことになります。続きまして、次のページ1－10ですけれども、法的適合というふうに書かせていただいておりますが本庁舎の建設というのが、先ほども申し上げたとおり39年ということで、それ以降に施工された建築基準法を満足していないということでこれ古い建物であれば当然のことと言えば当然のことなんですけれども、既存不適格というような状態にあるというようなことでございます。続きまして、老朽化大規模修繕ということで、こちらにつきましては事務局さんからの提供資料により作らせていただいているものになります。それで、今の1つ前の工事年とあと改修予定年というようなところで、今回の整備のタイミングで更新時期がくるものたちをここに書かせていただいております。大きく1～11までの項目があるというふうにお伺いしております。1つ目としては屋上防水、2つ目としては給水管、あと3つ目がこちらの議場の空調設備、4つ目が熱源設備、5つ目が空調

機、6つ目がチラー、これですね、それで、7つ目がクーリングタワー、8つ目が高架水槽、9つ目が受水槽、10個目がエレベーター、11つ目が汚水管ということで、大きく11個の項目につきまして大規模修善が必要だということをお伺いしております。あと、細かな内容については説明を割愛させていただきます。

はい。次のページめくっていただきまして、1-11ですけれども、調査案の検証ということで、今まで述べさせていただきました内容も踏まえ、調査案の内容において課題となる事項というのをこちらの部分で抽出するというようなことをごさいます。まず、本庁舎の改修についてなんですけれども、免震工法が柱頭免震ということで挙げられておりますが、そちらですね、地下1階にごさいます受変電設備、発電機設備、熱源、空調設備というのを活かしながらの工事ができないというところがございます。それで、こちら、図が真ん中にある平面図がございますが、図の中で赤く囲われている部分というのが、地下1階レベルに降りてきている柱になります。それで、こちらの柱並びにこの柱と柱をつないでおります1階の床張り、これらを免震構造にするためには補強をする必要があるということで、下の方に部分的な図面を載せておりますけれども柱を一回り大きくするようなかたちで補強するということと、あと梁がつながっている柱の上部ですね、それも同じく補強するということです。それと併せて、梁も補強するというようなことになります。それで、補強するだけではなくて、この柱と柱の間を切断をして、その間に免震装置を設けるというようなことになります。それで、こちらが柱の頭の方に免震装置を挿入するというで柱頭免震というかたちになるんですけれども、こういったかたちで補強をしないといけないということがございまして、これらの補強をしようとすると、この今ある柱の周りに片枠を組んで、ごめんなさい、背筋をして片枠を組んでコンクリートを流し込むというようなことをしていかないといけませんので、今ある、先ほど申上げた機械類があるとそういった工事というのができませんので、こちらの機器というのを一端別の場所に持っていけないとできないというところがございますということを書かせていただいております。

それで、次のページ1-12ですけれども、それで、どかさなあかん機械としては電気設備、空調機設備がありまして、その電気設備については受変電と発電機があるということで、電気設備に関してみますと、この設備が止まりますと庁舎機能が停止するというようなことがございしますので、これらの補強をする前に、その機能を別の場所を作って、盛り変えてから補強工事をするようなことになってしまうということになります。それで、やり方としてはエネルギーセンターという名の電気室を設けるというようなこと、もしくは新第2庁舎を先行で作って、それから盛り変えてから補強工事をするといったようなことをしないとイケなくなるというところをごさいます。それで、あと、ちなみということなんですけれども、今、電気室だとかそういったところも結構一杯いっぱいなんですけれども、柱の補強だとかそういったことを考えていくと、今よりも実質面積としては狭くなりますということを書かせていただいております。続きまして、空調設備ですけれども、空調設備自身は一端機能停止しても暑い、もしくは寒いというのを我慢すればいいというところもあるので、そういった春だとか、秋だとかのタイミングに合わせて移設できるという可能性はございます。

ただし、今回の免震構造というのはどういうことかと言うと、上の免震の建物と下の非免震の建物というのは地震のときに動きます。それで、動いたときにもそのダクトというのはつながっている必要があるので、その動いたときにも壊れないような仕組みというのをつけてあげないといけないということが今回ございまして、これ、通常免震継手というふうに言うんですけどもそういったような特殊性と言いますか、そういったものがございまして。それで、こちら、今の現状の接続状況を見させてもらおうと空間的にすごく狭い中で満ち満ちな状態でつながれているというようなことがございまして、その免震継手というのをその空間の中で入れるというのは物理的に難しいんじゃないかなというふうに考えてございまして。ということで、こちら一端逃して挙げたとしても、免震改修してまた戻そうとしても空間的なスペースを考えますと、同じような空調方式で再度稼働させるといったことは免震構造への改修ということを考えますとちょっと難しいんじゃないかなというようなのがこちらの文章になります。ということで、空調設備につきましては、ダクト接続がいろいろな個別の空調方式に変える必要があるんじゃないかなということをごちの方で書かせていただいております。それで、下にある断面模式図というのは地下1階の部分のその電気だとか、空調関係の部屋が使えなくなりますよということを絵として表現させていただいているというようなことでございます。

続きまして、1-13になりますけれども、こちら免震工事に伴う各種切回し工事ということで、こちら、書かせていただいているのは特に課題ということではないんですけれども、免震構造に改修するに際し、今回どのような工事が発生するかというのを一応列記させていただいているということになります。まず、何というんですか、免震層というものを作るために一端接続部分を移動させるなり、そういったことが必要になります。それで、それを切回しというような言葉を使うんですけれども、そういったものが必要になってくるということでございます。それで、まず1番目として電力配線だとか、通信配線の切回しが必要になりますということです。それとあと、上水の受水槽の撤去改設が必要になるということで、こちら今ある受水槽の位置というのが免震改修をするときに使用するの、一旦どけないといけないということがございまして。それとあと、水だとか電気、ガス等の配管の切回しが必要になります。それとあと、オイルタンクの撤去改設が必要になります。これも同じくあたってくるということです。それからあと、免震層下部の排水槽だとか、排水設備の設置、あと免震層の貫通部分の配管類の免震継手の設置といったことが免震工事によって必要になってくるということでございます。それで、こちらは通常免震改修したら必要になってくるものたちなんですけれども、一応御説明のときにこれらを見込んでおりますので記載させていただいているということでございます。

続きまして、既存遡及ということで、既存遡及する主な内容ということを書かせていただいております。それで、こちら、鳥取市の主事さんの方で今回のケースにおいて増築にあたるというような見解が示されまして、それによってどのようなものが既存遡及するかというのを書かせていただいているということでございます。まず排煙設備というのがございまして、こちらについては渡り廊下の接続部で防火区画すれば緩和できますので、直接影響はしないというふうに考えます。続きまして、非常用照明設備ということで、こちら緩和規定が採用できないためというふうに書いていますけれども、防火構造の壁で切れておればいいんですが、渡り

廊下をつなぐというのは人が行き来するためのものなので、防火構造の壁で切れるということはありませんので緩和規定が採用できないということなんですけれども、こちら基準法で定められる消火、非常用照明が必要な場所に付けないといけないということで、居室と避難通路に設置が必要になってきます。

続きまして、内装制限ということで、こちらも緩和規定がないということで、内装制限のかかる廊下に面した壁、天井、あと無窓居室扱いになる居室の天井等で仕上げ材の改修が必要になってくるというようなことをございます。あと、たて穴区画、こちらも緩和規定が採用できず、改修が必要になるということで、今回でいきますと2階から上の階段には防火戸が付いておるんですが、1階に今付いておりませんので1階の部分に防火戸を付けて防火区画をする必要があるというようなことをございます。続きまして、エレベーター関係の規定がありまして、こちら個別の話になるので緩和規定により適用除外が可能ということをございます。ということで今回は緩和規定を用いることができないという項目としては、2番の非常照明、3番の内装制限、4番のたて穴区画というようなことになります。それで、これらの改修工事、これらによるどのような影響が改修工事にするかということで、今申し上げたものたちをきちんとするという改修工事が必要になるということと、あとちょっと居ながら工事がちょっとできなくなるんじゃないかなというふうに考えてございまして、この内装制限の天井改修範囲というのが各階の廊下及び6階を除く執務室の大半が対象になるというふうなことで、事務局さんから提示がございまして、ほぼほぼその執務空間については天井を全部やり替えるというようなことが必要になってくるというようなことをございます。

それで、こちらの天井の改修工事の施工というのが、天井面ですから立って作業ができない、手が届かないということもあって、作業台を下に設置して作業をすることになります。それとあと長年のずっと使用されている建物なので埃がすごく出てくるというようなところがございます。それで、そういったこともございまして、基本的には工事をするときには全ての家具を移動していただいて作業をするというようなことになります。それで、工事の仕方としては、まず天井に付いている器具を外して、それで天井をまず取ると、それから新しい天井材を付けると、それから器具を取り付けるというようなことで、このAとBの器具の取り外しだとか、あと天井材を撤去するというときに埃が出てくるというようなことになります。それで、これらこういった天井の工事と、あと広範囲であるというようなことを考えると、居ながら工事というのは、今回のこの当該工事に関してはすることが難しいんじゃないかなというふうに考えてございます。

それで、あと下の方に既存遡及と既存不適格の意味をちょっと簡単に書かせていただいてございます。まず、既存遡及の前に既存不適格の説明ですけれども、こちらは今回の建物のように建物が建設されたときには合法だったんですけれども、以降の法改正によって適法じゃなくなったと、不適合になったというような状態を既存不適格と言いまして、その状態というのは法的には問題ないという状況でございます。それで、その既存不適格の状態の建物が増築とか、今回もそうなんですけれども、によって現行法に合致させる必要が生じることというのを既存遡及ということで、この既存遡及を受けてしまって、そのままにしておくと合法でなくなると

というようなことをございます。ですので、既存遡及という判断が下されてしまいますと、それらを合法化すべく今の基準法に合わせたかたちで対応していかないといけないということをございます。ただし、一部緩和規定があるので、その緩和規定に則れるものはそれによって則ることが可能になるというようなことをございます。

続きまして1-14ですが、甲類対応の改修工事ということで、こちらのような項目が甲類対応で出てくるかというのをザッと書かせていただいているというようなところをございます。それで、こちら、まず1番目として機器類の耐震性だとか、あと配管類の耐震支持というのをきちっとしないといけないということと、あと電力の多回線引込対応による受変電設備の改修ということで、こちら1回線の引き込みになっておるんですけども、それを複数引き込むというようなことをございます。それとあと、発電機接続負荷の見直しによる幹線及び分電盤の仕様変更ということで、こちら発電機の容量を少し大きくしないといけないのでそういった改修が出てきます。それからあと、また発電機の話ですけれども、発電機の更新ということで、燃料タンクなどの新設ということで、甲類対応になりますと72時間対応ということになりますので、今2時間対応なので70時間分を足し合わせていかないといけないということになります。それで、こちらについては、現庁舎の中で対応することが難しいというふうに考えておりますので、第2庁舎の方でその分、容量増しをして本庁に送るというようになるかというふうに考えてございます。それとあと受水槽の耐震強度を増やすだとか、あと浄水滅菌装置の設置だとか、緊急遮断弁の設置だとかというのが甲類対応の項目としてございます。それであと雑用水槽、非常用水槽の設置というのを容量が規定されるというようなことになります。

続きまして、南側の増築部分の解体ということで、本庁舎1階南側に増築部分の鉄骨造があるということで、こちら図の方で赤字で赤く塗りつぶさせていただいているところですけども、ちょうどこの部分に、後から増築された部分があって、断面を見ていただいたらおわかりのように、ちょうど今の青色の部分が既存ですが、の建物から柱と梁を、柱を立てて、梁を今の既存の梁に渡して増築されているというようなことになります。それで、こちらも含めて免震改修しようとする、これらの柱の下に免震装置を設けるというふうなかたちになってくるんですけども、そうしますと免震装置の費用が結構高価なものですから、その費用とその増築面積を考えると費用対効果としてはすごく非効率なものになるというようなことで、こちらの部分というのは免震改修をせずに、第2庁舎の面積を増やすことで対応した方がいいんじゃないかというふうに考えるということを書かせていただいております。

続きまして、次のページ1-15ですけども、こちらから新第2庁舎及び半地下駐車場の部分の説明をさせていただきます。こちら、課題として考えられますのが駐車台数のございます。こちら、私どもの方では一般的にと言ったらあれなんですけれども、駐車場に規定される寸法、車室幅2.5×5m、車路幅員両側通行で6mということを基準にして、駐車台数の検討を行ったということで、まず前提ではこういったことをございます。それと、あとこちら駐車台数について焦点を当てるとということがございましたので、駐車場計画として課題と思われることにはあえて触れずに調査案に沿って計画内容、案に沿った内容で台数を設定しているということになります。地上部の駐車台数ですけども、この本庁舎の図面の、本庁舎の左手西側のとこ

ろで21台、それから、東側のところで22台ということで、43台程度の駐車台数になるかということでございます。こちら車いすだとか、タクシープールだとか、大型バスの停留スペースといったものが実は必要になるんですけれども、そういったものについては、今回は入れないでいいというようなことをご指示いただきましたので、配置させていただいてごさいませんということでございます。

続きまして、半地下駐車場の駐車台数ですけれども、下の方に概略、地下1階平面図とありますけれども、半地下駐車場の部分とあと新第2庁舎の地下部分ですね、のところで74台の駐車台数になるというふうなことでございます。こちら、駐車場管制を入れたりだとか、あと車寄の条件設定によりさらに減少する可能性があるということに記載されてございます。あと、新第2庁舎については柱頭免震ということで、柱寸法を大きくしておりますということも書かせていただいております。それで、地上部分の43台と地下部分の74台計117台となり150台を満足することができないということでございます。こちら117台の数字なんですけれども、ザクッと当たったものですので、今後の検討によって若干の増える、減るっていうのはあるとは思いますが、おおむね120台程度ということで、150台をちょっと満足するのは厳しいんじゃないかなというのが我々の検証の結果でございます。

続きまして、半地下駐車場のレベル設定ということで、こちらレベル設定につきましては、仕様書並びにいただいた資料の方には記載が特に、提示された資料の中には記載なかったんですけれども、口頭でちょっとお伺いした内容について書かせていただいております。まず、計画内容ですけれども、まず半地下駐車場の部分の有効高さは2.3mですよということと、あと各部分のレベル設定としましては、半地下駐車場の西端のところのレベルで駐車レベルはGLマイナス2m、広場レベルがGLプラス1mで階高3m、それからあと、新第2庁舎の方については、駐車レベルはマイナス1.6、1階レベルがGLプラス1.5と階高1.1と3.1ということです。それで、こちら駐車場レベルが半地下駐車場の方でマイナス2、第2庁舎でマイナス1.6ということで、レベルが異なるんですけれども、こちらについては、緩やかな勾配があつて、徐々にこう上がっていくというようなレベル設定がされているというふうなことをお伺いしております。あと、その他として階高を圧縮するためにフラットスラブの床形式を採用されているというふうなことをお伺いしております。

こちら、検討事項ということで、正直この2.3mとこの階高設定の関係見ますと、有効階高を確保できない可能性が高いため検証を行おうとするということで、結果につきましては、次の章、2章のですね、5項に、5ページ目に書かせていただいておりますので、後ほど説明をさせていただきます。1-17、最後のページですけれども、調査案の検証結果をまとめさせていただいているシートになります。まず、4-1の本庁舎の改修ということで、こちら免震改修の工法につきましては、今の1階の基礎免震並びに地下1階部分の柱頭免震という免震工法採用した場合は現状維持ということで、改修工事位置付けられておりますけれども、電気設備及び空調設備というのは現状維持することが難しいんじゃないかなということで、電気関係については新規設備が必要になりますということと、あと空調設備についても別の空調システムの変更が必要になりますというようなことを書かせていただいております。

続きまして、居ながら工事ですけれども、居ながら工事ができないということで、今申し上げた設備関係を活かすことができませんということと、あと内装制限の既存遡及による内装改修というのが居ながら工事できませんということを書かせていただきました。続きまして、解体範囲の追加ということで、南側1階の銀行増築部分について免震化すると費用が嵩むので解体に加えた方が望ましいというふうなことを書かせていただいております。続きまして、駐車場4-2ですが、駐車台数が不足ということで、150台に対して117台ということで、30台程度不足しますということと、あとレベル設定も有効高さ2.3を確保できない可能性が高いということを書かせていただいております。その他に関しては、その工期だとか、概算工事費については今申し上げたような課題として残されている部分をどのように対処していくかというのを決定しなければ算出できませんというようなことを書かせていただいております。以上が1章の部分の概略説明になります。

続きまして、すいません、このぐらいの程度でよろしいですか、説明するの。わかりました。続きまして2章、計画案の検討と今後の課題を説明させていただきます。ページめくっていただきまして、2-2と書かせていただいているところが計画案の検討と今後の課題の部分のスタートでございます。まず変更案の検討ということで、この調査案の課題の対応方法については、調整会議において随時協議し、特別委員会において変更案として決定した内容を記載しているというふうなことでございます。ですので、こちら私どもの方だけで単独で作ったわけではなくて、課題をご提示させていただいて、このような対応をするということを特別委員会にて決定いただいた内容をこちらの方に書かせていただいているということに、まずなります。まず、本庁舎の改修からですが、建物規模としましては、先ほど申し上げた銀行部分の50㎡を新たに加えて、当初加えてやるということで、本庁舎の部分については、5,900㎡というのがその部分50㎡減るということで、5,850に変更するというようなことになりました。あと、改修内容の部分においては、免震工法の変更ということでございます。こちら、調査案、断面図ありますけれども、調査案の方は地下1階部分を柱頭免震するというようなことであつたんですけれども、全体の基礎免震、地下1階部分についても地下1階の基礎の下で免震装置を設けて免震化するというような全体基礎免震というような工法により、電気室だとか、空調機械室を活かすというようにすることにするというようにことになりました。ただし、こちらの工法を使うことによつてのデメリットは当然でございます。そのデメリットというのが、2つ目の丸ボツで書いてありますけれども、地下1階の外壁周囲及び基礎の下の部分ですね、土を新たに掘らなければならないというように必要になりますということと、あと、その部分に免震ビツトを作らないといけないということで、掘削だとか、掘削土量並びに排出土量、それとあと躯体量が増えるので、コストとしては増額になるというようにことはございますということです。

続きまして、次のページ、2-3ですが、居ながら工事ですけれども、まず地下1階の設備諸室については、1章では居ながら工事じゃ活かすことができないと申し上げましたが、免震工法に変更することによつて居ながら工事はできるようになりますというようにございまして。それとあと2つ目、1階の土間スラブ、こちらについては居ながら工事をするを前提で床補強を行うというようにございまして。それであと3つ目、執務空間、廊下スペー

スの内装改修工事ということで、こちらについては居ながら工事ができないというふうなことになります。それで、こちら、大きくは整備手順にこれ影響するようなかたちになります。それで、こちらの方に絵でちょっと記させていただいているんですけども、改修の施工手順としては、これ2回に分けて施工した場合はこうですということの1例なんですけれども、こちら、まず前提条件としては工事範囲の部署というのは新第2庁舎に仮移転するというような前提なので、まず新第2庁舎がもう出来上がっていることが前提になりますというようなことと、あと地下1階は工事中も継続稼働するというような前提条件でやった場合ということで、これはほんの1例なんですけれども、まず第一段階として今回6層ある部分のうちの上の3層の工事を行って下の3層は使われているというふうな状況ですね。それで、その後、工事が終わった後に下の3層を工事すると、それでその下の3層を工事しているところについては上の3層は使われているような状態というようなことで、場所をこう移しながら工事をしていくというようなことで、建物全体としては稼働はしているんですけども、フロアで使われていないところがあると、第2駐車と同時に使うことによって駐車機能を維持するというようなやり方で整備していくことになるんじゃないかなというふうなところがございます。

続きまして、このページの一番下の3)とあります解体部分の概要ということで、こちらについては、先ほど申し上げたとおり南側の1階の部分というのを解体範囲に加えるというふうなところがございます。それで、続きまして、2-4駐車場ですけれども、こちら、先ほど申し上げたように全部足して117ですというようなことですが、こちらはもう与条件自身を変更して150台というのをもう117台でいいというようなかたちにすることになりました。それで、続きまして、下の半地下駐車場のレベル設定の見直しということで、庁舎案の計画内容がこうザッと書いていますが、こちら先ほど説明した内容をそのまま書いてあるので割愛しまして、次のページ移っていただいて、2-5になります。それで、検証結果というふうにありますけれども、まず半地下駐車場の西端のレベル設定なんですけど、こちら断面模式図、断面構成図の方に書かせていただいている左側の絵が元のやつで、右側が私どもで描かさせていただいている内容になります。まず2,300の有効の上に700とありますが、この70cmですね、70cmの部分については、今、内訳書いていますが、40cmのフラットスラブの厚さがあって、あとその上に30cm、この中で防水だとか、押えコンクリだとか、仕上げだとか、あと緑化ですね。そういったものはこなせるだろうということで、この70cmはそのままいけるんじゃないかなというふうに考えておるんですけども、その下に2,300の上に30cm、300という数字がありますけれども、この30cmというところを確保しないと2,300取れないんじゃないかということで考えております。

それで、この30cmを何に使うかという、今回駐車場設備というのが地下駐車場に法的には位置づけられるので、泡消火設備が必要になってくるというふうなところと、あと照明設備等の配管スペースというのが必要になってくるかと思うんですけども、それらの設置スペースとして30cmですね、おおむね30cmぐらい余分に配管代として見といた方がいいんじゃないかなということで、階高としては3mを3.3mという階高にしないと、というようなことで考えてございます。続きまして、第2庁舎の地下部分ですけれども、こちら左側が元々のや

つ、右側が私どもの方で描かせていただいている絵になります。それで、こちらにつきましては、まず上の 80 cm といった寸法ございますけれども、こちらの寸法というのが、こちら先ほどの半地下駐車場とは異なりまして、上に建物がございまして、なので、フラットスラブにしたとしても厚さがだいぶ大きくなっていくというところがございます、それで、今 90 cm というふうに書いてありますけれども、そういった厚みになっていくということになります。それで、ちなみに通常であればもっと普通の、なんですかね、構造自体で大きくなるので、フラットスラブにすることによって圧縮はこの 90 cm でもされているというようなことにはなるんですけども、それでもそれぐらいの寸法いるというところと、あと免震装置を据える高さだとか、そういったもので免震装置の分で 50 cm、その上に 20 cm 程度必要だと、それであとそこから 2,300 というようにしておりますけれども、免震化することによって免震装置から上の部分というのが動きますので、有効高さとしてはその免震装置の加担部分を有効寸法取るというのがいいんじゃないかということでそのような寸法にさせていただいております。

それとあと、こちら新第 2 庁舎、上に建物がございまして、その建物の汚水槽だとか、消火水槽だとか、雑用水槽等の水槽類が建物の下にきます。それであと甲類対応ということでございますので、それらの水槽類の容量も通常の建物よりも大きくなっていくというようなことで、基本的にはこの建物のあるところの下の部分というのはピットが必要になっていくというようなことございまして、そのピットの絵を描き加えさせて入れているというようなところがございます。続きまして 2-6 ですが、こちら、変更案の計画概要ということで、こちら、基本先ほど 1 章の方で書かせていただいております計画概要をベースにそこで変わった部分だけを赤字にさせていただいているというような表記をさせていただいておりますので、赤字部分だけを順番に読み上げさせていただきます。まず、建物規模が 5,850 ということで、これ南側の銀行部分が減るということで、数字が 50 m²減っています。それとあと改修内容のところ、全体基礎免震を採用するというようなところで免震の工法が変わっております。それからあとその流れの 5 番の居ながら工事のところ、免震改修工事は居ながら工事できないことを前提とするというような文言を書き加えさせていただいております。

続きまして、解体部分の概要の中で先ほどの南側 1 階銀行増築部分約 50 m²というのをつけ加えさせていただいております。それであと第 2 庁舎ですけども、解体部分が増えますのでその分第 2 庁舎の面積を 50 m²増やしているというところと、そちら地上部も同じく 50 m²増やしているというようになります。それであと 3 番目、駐車場ですけども、こちら 117 台という台数ですね。あと地下の駐車場のところ 74 台という数字に変えさせていただいております。それとあと外構も 43 台という数字で駐車台数を書かせていただいているということもございます。あと、下 2 つの工期と建設費につきましては次のページ以降に記載しておりますので、こちらの方には書いておりません。それで、次のページに移っていただいて 2-7 ですが、変更案の概算工事費等ということで、概算工事費について記載しております。それで、こちらまず工事概算の基準ということで、基準とする資料を書かせていただいております。1 番として新営予算単価、国交省の基準でございます。2 番目に施設特別整備特別修繕単価と、これも国土交通省の基準でございます。それであと 3 番目刊行物ということで、こちら建設物

価だとか、積算資料等ということでございます。それで4番目が実勢単価ということで他事例実績より算出ということでございます。それで、こちら採用の優先順位としましては、まずは国の基準で記載のあるものはそちらを採用すると、それでその後なければ刊行物、それでなければ実勢単価というような順番で採用するというような手順で工事費を出すというようなこととでございます。

続きまして、設計・管理費の算出の基準ということで、新築建物につきましては告示15号に準拠して算出します。続きまして、改修工事、そのうちの免震改修除くというふうにあります。が、そちらについては告示15号に改修工事の算出基準がないので旧告示の1206で工事費出させていただきます。そちらから算出しております。続きまして、免震改修工事、こちらについては告示15号1206でも数字がちょっとそぐわない、ごめんなさい、15号ではないと。あと1206だと金額が結構、実際よりも高く上がってくるというようなことがございますので、我々高い方がありがたいんではあるんですけども、実際の人工数の実績で算出するというような考え方でさせていただいております。

続きまして、その他経費ということで、こちら事務局さんからいただいたものというのが1～4番になります。それで、こちら整備費に、整備に必要な費用が他にあるということでお伺いしている内容を書かせていただいております。1番としては埋蔵文化財の調査費、それから2番目として土壌汚染の対策費ということで、こちら敷地内の土壌にヒ素が含まれていて汚染土壌の処分費が余分に必要になるということで聞いてございます。それで、こちらの費用については、一般土壌の処分費とこの汚染土壌処分費の差額で計上しているということでお伺いしてございます。続きまして、大規模改修費、改修費ということで先ほど後ろの方で説明した内容のものの実績値又は見積金額を計上しているということで聞いております。続きまして、下水道管の移設本設費ということで、こちら本庁舎の南側の構内道路のところ敷設されている下水管があるんですけども、今回の免震改修工事によって免震層の立ち上がりの壁と干渉するために移設が必要になってくるというようなことで、そういった費用がございましてということと。それと、あと5番目調査費等ということで、設計するに際し、先駆けボーリング調査だとか、敷地測量、あと免震構造なので免震性の評価の手数料等々が必要になってくるということで、こちら1～5番目までがその他経費としてあるというようなこととでございます。

続きまして、2～8概算工事費等ということで、こちらが先ほど御説明させていただきました概算工事費、設計・監理費、その他経費、それぞれの費用になります。まず概算工事費ですけども、大きくは本庁舎の改修と新第2庁舎、半地下駐車場、外講ということで4つに項目を分けておまして、その中でも本庁舎の改修部分についてはさらに5項目に分けさせていただいております。それで、まず本庁舎改修の1番目として免震改修ということで、こちら9.1億、解体工事0.4億、外壁改修1.1億、内装改修工事ということで0.5億、それから設備改修・解体ということで0.7億ということで、本庁舎の改修で11.8億円という金額を書かせていただいております。続きまして、新第2庁舎ですが、こちらは15.7億円という金額でございます。あと半地下駐車場が3.3億、外講が0.2億ということで総工事費としては31.0億円ということとでございます。あと、その下にちょっと小さな字なんですけれども、下記の工事は含まれてい

ませんということで、まず1つ目として、仮設駐車場の整備費、それからあと地中埋設物の解体撤去費というものは入っていませんということです。あと、本庁の改修工事費に下記の工事費は含まれていませんというふうに書かせていただいておりますが、こちら、先ほど大規模修繕の話がありましたが、それにかかるような費用は入ってございませんということです。それと、あと仮設工事、養生費と夜間休日等の割り増しだとか、そういったものも入れさせていただいていませんということです。それと、あと甲類対応の話ですけれども、耐震工程だとか、耐震指針、そういったものは現況を把握できてないので入れていませんということです。

それと、あと私共のいただいた図面に記載のない項目自体は同然のことながら入れさせていただいていないということだとか、あと計画条件にない改修も入れさせていただいていないだとか。それと、あと内装工事により仮引越しだとか、そういったことが発生するんですけれども、その引越しに伴って内装工事が発生した場合は、それらについては今見込んでいませんということを書かせていただいております。続きまして、設計・監理費ですけれども、まず設計費の方は本庁舎改修と新築建物の大きく2つに割って、それで、本庁舎の方は免震改修、その他改修ということで書かせていただいております。こちらちょっと単位が100万円になるんですけれども、免震改修で4,100万円、その他改修で2,900万円、あと新築建物ですが新第2庁舎で8,000万円、半地下駐車場で1,700万円ということで、設計費としては1億6,700万円ということで書かせていただいております。それで、管理ですけれども、本庁舎の改修、免震改修で1,000万、その他改修で1,300万、新築建物については第2庁舎が2,600万、半地下駐車場が700万ということで5,600万、計2億2,000万程度が設計・監理費としての費用になるということで書かせていただいております。

それで、あとその他経費ですが、埋蔵文化財調査としては1.3億円、土壌汚染については5.9億円、大規模修繕としては2.2億円、下水道移設本設費としては0.7億円、調査費としては0.1億円ということで書かせていただいております。それらの合計が10.2億円ということで総合計としては43.4億円というようなところでございます。それで、こちらの方で本庁舎改修の内装改装工事を別立てでということをごちゃと伺いましたんですけれども、全体の、なんて言うんですかね、報告書の内容をずっと並べていくとそこだけ別立てにすると位置づけとしてはおかしくなるので、そのままこれ調整会議に出させていただいた内容でこちらつけさせて出させていただいているというようなところがございます。それで、続きまして、変更案の工程、設備工程とありますけれども、こちらA3のシートをちょっと見ていただければというふうに思いますが、こちらA3、まず設計の工程なんですけれども、1年目2年目と書かれている黄色いバーとオレンジのバーのところは設計の工程の部分になります。それで、まず一番最初のところで基本設計1というふうにありますけれども、こちら3ヶ月とありますが、本庁舎の現地調査の期間、要は改修する元図ですね、元図を作るための調査の期間として3ヶ月見ているというふうなことで、こちらについては基本設計段階ではなくて基本計画でやるということも可能かというふうに考えてございます。それで、続きまして、次の基本設計に6ヶ月ということなんですけれども、こちらの段階で建物の設計内容を確定するというような時期になりまして、これが通常の基本設計業務というふうなことになります。それで、こちら標準的な期間6ヶ月を

見込んでいるというようなところがございます。

それで、こちらの基本設計にというのはもう設計と条件っていうのがまず頭のところで決まっているっていうのがまず前提になりますということをちょっと併せて書かせていただいております。それで、続きまして、オレンジの実施設計ですけれども、こちらは基本設計で固まった設計内容を見積り用の図面を作るというようなところと、あと申請の諸手続きを行うというようなところがこの実施設計のフェーズの作業になります。それで、こちらの中で特筆すべきは、今回免震構造を採用するという話がございます。それで、免震構造の部分、免震って書いて緑と青のバーが書いてありますけれども、まず手続き上で評定、性能評定っていうのと大臣評定、認定というのがありますが、これでおおむね5ヶ月くらい費用、時間を、期間を要します。それで、こちらは設計側でどうこうと言うよりも、相手が審査する期間なので、何ともしようがないんですが、5ヶ月必要になってきて、それでその5ヶ月のだいたい3ヶ月くらい前には構造的な条件を確定しないとイケないということがございます。それで、これで計8ヶ月になるんですけれども、その後、大臣認定が下りてすぐに計画通知の本申請に当たるというようなことで、だいたい1ヶ月見とけば通るんじゃないかなということで、この構造の条件が確定する部分から大臣認定の8ヶ月と、あと計画通知の本申請の1ヶ月の計9ヶ月というのが、どうしても必要になってくるということで、逆に言いますと、この実施設計を終える9ヶ月前には、構造に関わるものたちを確定しておかないとイケないというような条件が今回、免震構造ということでかかってくるというようなところがございます。

それで、その後、2年目の最後3ヶ月ですけれども、施工者選定期間ということで書かせていただいておりますけれども、総合評価による施工者選定を行った場合、だいたい3ヶ月くらいは、最低必要じゃないかなということで、そういった期間を見込んでいるというようなところがございます。それで、続きまして、工事工程ですけれども、こちら3年目～5年目にかけての内容を書かしていただいております。まず、工事工程の前提条件として、先ほど申し上げたように、内装の改修工事にどかないと居ながら工事ができないということがございますが、それを、仮事務所を使用して移転する、居ながらを何とかするということはできるんですけれども、それはまず考えないという前提で、今回この工程を組ましていただいているというふうなところがございます。それで、その前提条件ということで、まずは新第2庁舎を新築しまして、それが今15ヶ月、15ヶ月と見込んでおりますが、その15ヶ月後に出来たあとに仮引越等3ヶ月、今見えていますとして、その後、本庁舎内装外装、設備改修とありますが、赤字で囲まれている部分の工事に入るというようなところがございます。それで、1個目の工事をやって、第1段階目の工事をやって、1回引越しをして、また5ヶ月かけて2回目の工事をやるというようなところのお尻が決まって、それで、そのお尻から免震改修に必要な20ヶ月遡って、免震改修の工事のスタートを決めるという追いかけ方で、この工期手順を設定しているというようなところがございます。

それとあと、第2庁舎の部分、ごめんなさい。本庁舎の2階部分の解体ですけれども、こちらちょっとでも駐車台数を確保した方がということもございまして、第2庁舎が新築されて引越しが終わった後に、2階部分の解体というようなことになってくるというようなことで

ございます。それからそのあと、外溝ができた後に半地下駐車場というような工程になります。それで、こちらで、全体で2.5年というふうなことでございます。ただし、こちら第2庁舎と本庁舎の部分で工事の重なりとありますが、半年くらい工事が被っているんですけども、もし可能なんであれば、工事が重ならない方がいいというふうなところがございまして、この重なりをなくしたとすれば、あと半年工事が延びて3年というふうなかたちになるというように、総工事2.5年の下のところに記載させていただいているというふうなことでございます。

続きまして、工事中の駐車台数の変遷ということで、まず、設計期間の間の2年のところで埋蔵文化財の期間を大きく、2年度に分けて行うというふうなことをお伺いしております。それでそのときに、南側の駐車場部分の半分ずつをそれぞれやっていくということで、その部分の駐車台数っていうのが、それぞれ南の西と東で文化財調査のために使えなくなるというふうなことがございまして、それぞれ1年目でいくと96台、2年目でいくと84台ということで減少しますというふうなところがございます。それであと、工事期間中3年目以降については、それぞれの工事をしている部位ごと、場所、場所で駐車場が使えなくなってくるので、それらを勘案して、それぞれのPHASEの駐車台数を書かさせていただいているというふうなことで、それ、次のページ、ちょっとめくっていただきたいんですけども、2-11ですね。駐車台数の変遷図ということで、まず1番上の絵が、今の現状で151台ということで、上から2番目のPHASE 1というのが、新第2庁舎の工事をしている最中ということで、ちょうど西側の、南の西側の②というところの台数40台が丸々使えなくなるのと、あと1番の82台というふうなところも、一番東端の縦1列が使えなくなるということで、これらが減ってしまうということで96台になります。

続きまして、PHASE 2ということで、こちら第2庁舎の工事をしている最中に、本庁舎の工事に入るんですけども、そのときに、本庁舎の北側並びに東側のエリアっていうのが一部ヤードとして使うというふうなところで使えなくなるということで、③の部分22台が12台になるというふうなことで、PHASE 1からする部分が減ってくるというふうなところでございまして、79台になると。それで次のページめくっていただきまして、PHASE 3の部分ですけども、こちら第2庁舎が完成して、その後、本庁舎が継続して工事している最中ということで、こちら第2庁舎の方は、あんまり駐車台数が確保できないということで、完成したとしても8台しか加算できないというふうなところで、こちらのところで102台になるというふうなところでございます。続きまして、PHASE 4ですが、こちらは本庁舎が工事しているかつ半地下駐車場が工事しているという最中です。それで、こちらの1番の南側の西側の駐車場というのが全部使えなくなるというふうな状態です。ただし、その代わりに、2階建て部分のところで21台使えるというふうなことになります。このときが一番駐車台数としては、台数が少なくて41台というふうな駐車台数になるというふうなところでございます。それであと、最後竣工して117台ということで、こちら台数の変遷ということで、それで、こちらの絵も、ザクッと台数を押さえているというところがございまして、おおむねこれくらいの台数になるというふうな捉え方をさせていただければというふうな思います。工程並びに駐車場の台数

については以上になります。

続きまして、2-13 ページになります。今後の課題というふうに書かしていただいておりますけれども、基本設計計画時に検討すべき事項というように書かしていただいております。まず1番目に、新第2庁舎の建物ボリュームにかかる事項ということで、施設規模（面積規模）についての検討が必要だということを書かしていただいております。それで、こちらの調査案につきましては、現状の本庁舎と第2庁舎の面積が機能上問題ないというようなことを前提として、この新第2庁舎の面積規模が決まらているというようなことになっておるんですが、裏付けなしに計画を進めると支障が出る可能性があるんじゃないのかなというふうに、私どもは考えております。と言いますのが、現状の平面、家具レイアウト等を勘案すると、必要面積を満足しているように思えないというところを思っております。そのようなことがあるかと思えます。それと、あと本庁舎の甲類対応のために自家発電設備は本庁分の容量を見込んだものをするということで、大きくする必要があります。そういった項目についても、今の面積、今の想定面積というのは、現在の第2庁舎の面積だと思わなければならないけれども、それよりも、そういった設備のものたちが大きくなっていくので、そういったものを割増ししておかないと、執務空間が縮められるということになりますので、このようなことを書かしていただいております。

それとあと、防災機能の500㎡、こちらの面積根拠というのが明確ではないということがございますので、実際どのような今回、鳥取市庁舎で具体的にやっていくのかというような検討を行って、面積規模の再設定をしていく必要があるんじゃないかなということで、こちらについては、それを再設定をすることによって500㎡が400㎡だとか、そういうこともあり得るんじゃないかとは思わなければならないけれども、えい、500ということではなく、どういこうのために500というのを設定しないといけないんじゃないかなというふうに考えてございます。続きまして、4番目ですけれども、これら、本庁舎並びに現在の第2庁舎というのが、廊下だとか、車いすトイレ、階段等バリアフリー対応が十分でないというようなことがございます。それで、これらの対応をしようとするとう当然廊下の幅員を大きくしたり、あと階段のサイズを大きくしたりということが必要になるので、そういったバリアフリー対応をきちっと庁舎として、していくんだよということであればそれらの部分の面積もやはり割増ししておかないと、ちゃんとした執務エリアの空間確保にならないんじゃないかなというふうに考えております。以上この1～4番まで、4つについて検討して施設規模について検討していかないといけないんじゃないかなというところで考えてございます。

続きまして2番目の駐車台数ですけれども、これは117台でいくということでお伺いしておりますけれども、この117台という数字が運用上問題がないかどうかというものの精査はやはり必要じゃないかなということで考えてございます。それで、117台で不足する場合は、一部ですね、立駐を入れるだとか、駐車場方式の検討等も必要になってくるんじゃないかなというふうに考えてございます。続きまして3番目、駐車場機能の検討ということですが、こちら有効高さが2.3mというふうにお伺いしておりましたが、こちらサービス車両、宅急便等のトラックというふうに書いてありますが、そういったものを入れるとなると3mくらい必要にな

ってくるんですが、そういったものを入れる必要がないのかどうかというようにところをきちっと決めて設定しないと何もなく2.3というふうなかたちにしてしまうと、あとから運用面で困ってくるが出てくるじゃないかなというふうに考えてございます。それとあと車廻し、タクシーの寄り付き、バスの寄り付き等についてどのような考えかたでやっていくのかというようにところを検討する必要があるということで、こちら先ほど117台というふうに申し上げましたが、それらの台数にも影響していく話なので、今回のようにそんなに余裕のない敷地の中で検討する場合は、基本契約段階でこういったものごとというものを詰めていかないといけないと考えてございます。それとあと、新第2庁舎東側半地下駐車場のスロープの右折侵入など、構内の車両動線についても再検討が必要ということで、こちら、もし駐車場管制等入れる場合であれば、この構内道路のところで車が詰まってくるというような状況ですね。詰まった場合、奥の市民会館に車がいけないというような状態、そういったことが起こり得るというようなところがあるかと思えます。そういったところをどういうふうに考えていくのかというのをも詰めるべしだと考えてございます。

続きまして、建物性能に関わる事項ということで、まず環境性能の方針立てというふうに書かせていただいております。こちら環境性能を本格的に表す指標、これはどういう数字でもいいかとは思いますが、PALだとかCASBEEだとかそういったもの、鳥取さんの場合CASBEEとっとりというのもございますし、そういったものでまずは目標性能を設定すべきかなあというふうに考えております。それで、その目標設定をした上で本庁舎の現状を、その目標設定に対してどういう性能値があるのかというのを出して、それを落ちた、それよりも下回った場合は改善策、どのような改修をしていかないといけないのかというのを検討する必要があるんじゃないのかなというふうに考えています。それで、環境面に関する話としては、下記の項目を挙げられるということで、まず、やはり環境性能を上げるには建物の断熱性能を向上するっていうのが一番まずは基本なんですけれども、サッシのみを改修するというようなことをしても、性能は上がるんですけれども、あまり効果が上がらないというようなところがございます。ということで、全体的に断熱性能を上げようとするとならば外壁部分の断熱性能、あと屋上の断熱性能っていうのを同時に上げていかないと、建物全体の性能アップにはつながらないというようなところがありますよということを書かせていただいております。

それとあと2つ目としては、こちら空調方式なんですけれども、今の空調方式っていうのが、全館空調方式ということで非常に効率がよろしくないという状況がございまして。それで、あと運用面としてもすごく非効率だというようなところがございまして。それで、こちらは耐用年数が残るという状況はあるのはあるんですけれども、個別空調方式だとか、そういったものに全面改修された方がいいんじゃないでしょうかというようなことを書かせていただいております。次、続きまして最後のページになりますが、あと、BCPの方針立てというふうに書かせていただいておりますが、BCP、事業継続計画というようなところでございまして。こちらについてもやはり先ほど防災機能という話がありましたけれども、この防災機能とリンクするこのBCPのところの方針立てっていうのをやっていかないとその防災機能として何平米いるのかとか、そういったことも決まっていけないので、そういったところのまず何平米いるかという前に、

BCPの方針立てをまずするというのが、先じゃないかなというので書かせていただいております。

続きまして、周辺道路、施設の関係ということで、今回調査業務の範囲としましては、市民会館を除く範囲だというようなことではあったんですけども、実際の計画上は、市民会館の車の動線なり、人の動線というのも市役所を通って行くことになりますので、そういったことを考えると、庁舎単独ではなくて市民会館を含めた中で歩行者並びに車両の動線を考えていかないといけないというふうに考えております。それからあと4番目工事期間中の庁舎利用ということで、こちら、どうしても今ある建物を活かしながら、それとあと新しく造った建物、今ある建物を同時に使いながら、というようなことになるので、やはり概略の仮設計画等々行ってって、その運用に問題がないかっていうチェックをしていかないといけないというふうに考えてございます。それと、先ほど御説明申し上げましたが、工事期間中の駐車台数ってというのはものすごく少なくなってしまうので、そのときに運用面として、本当に問題ないのかっていうのも、ご検討いただく必要があるのかなというふうに考えてございます。それで、あと、4番-2基本計画時に調査すべき事項ということで、今回既存の建物の改修ということで、その中で甲類対応をしていくということもございまして、今現状がどうなっているというところを押さえないと次の設計のフェーズに入っていくに設計できなくなるというようなところがございまして、基本計画の段階で、今の現状はどのような強度を持ち得ているかというような調査をしていただく必要があるということを書かしていただいております。

あと最後、その他基本計画に検討すべき事項ということで、全面建て替え案というふうなことを書かせていただいております。それで、こちら概算費用と工事費、あとその他経費の費用を積み上げていった中でその費用を見て、可能性として書かせていただいているというような項目でございまして。それで、その費用を見ますと第2庁と本庁を足した規模、面積規模の建物が、建物の内容にも当然よるんですけども、建設することが可能じゃないかというようなことを書かしていただいております。それで、何て言うんですかね、この調査案自身は、当然調査案自身として進めていく必要はあるかとは思うんですけども、それ以外のこの現地に最も今後できていく建物として相応しい建物のっていったところを検討する中で、この調査案を含めるのと並びに併せて全面建て替えについてもどうかっていうようなところを検証されてはどうでしょうかというようなところで、こちらを書かせていただいているということになります。こちら書かせていただいている理由って言うのが、下の1~6番に掲げている内容っていうのが、どうも全面建て替えだと解けるんじゃないかということで書かしていただいております。まず1つ目っていうのが、建物の建築面積っていうのを1つの建物になるのでコンパクトになるということございまして。ですので、平駐で150台確保できる可能性があるんじゃないかなということでございまして。それと、あと本庁舎の環境性能を向上しようとする、さらに費用が掛かるけれども、全面建て替えであれば、その建物の中でこなしていけるんじゃないかなというふうに考えてございまして。それからあと、新築の建物なので、機能的で使いやすい執務エリアを計画することが可能となると、それで、あと工事期間が建物としては1つしか作りませんので短くなると、あと工事エリアも駐車場部分だけになるというふうなところがござい

すので、来庁舎並びに職員のかたの影響を低減することができるんじゃないかなと、それで、それからあと、工事中の引っ越しによる部署の移動などがなくなり、来庁舎の混乱や職員の負担を低減できると、それで、あと6番目として、駐車場を普通の建物じゃなくて通常の平駐にすれば、その用地というのも増築用地、将来の増築として想定することもできるんじゃないかというようなところで、ザッと6つのこういったメリットもありそうというところもあるので、一応こういうものの可能性というのも同時に今後検証されてはどうでしょうかということで参考までにという位置づけではあるんですけども、書かしていただいているというようなところでございます。説明としては以上になります。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。約1時間半に渡っての長い説明でございました。御苦労さまでございました。いろいろ委員の皆さんからも御質問は多数あるかと思えますけれども、何分今日はちょっと若干冷えておりますので、ここで10分程休憩をさせていただきたいというふうに思います。再開の後、質疑応答に入らせていただきたいと思います。それでは45分まで休憩とさせていただきたいというふうに思います。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 再開

◆橋尾泰博 委員長 それでは、時間となりましたので、ただいまより再開をいたします。日本設計さんには御説明ありがとうございました。ただいまですね、日本設計さんの方から調査業務報告書のⅠ、鳥取市耐震改修及び一部増築案の調査、それからⅡ、計画案の検討と今後の課題と2つの資料に基づいて御説明をいただきました。議事進行のために、まず最初にⅠの耐震改修及び一部増築案の調査の資料に基づいて、先ほどの説明に対し質疑のある委員のかたは挙手の上発言をお願いをいたしたいと思います。どなたからでも結構でございます。ございませんか。それでは私の方からちょっと、委員の皆さんお考えでございますので、その間の時間を利用して、1、2点確認をさせていただきたいというふうに思います。まずⅠの資料の3ページでございます。工期のところに、住民投票にかけました2号案というのは合併特例債の絡みもあったという部分はあるんですが、本庁舎の免震改修とそれから新第2庁舎、これを同時並行というかたちの工期で2年というような提案がなされておまして、日本設計さんの先ほどの説明では、新第2庁舎を先に建てて、それから引っ越しをして、例えば6ヶ月程工事がかぶるけども、そういうかたちでやれば2年半でしたかね、引っ越し等の期間も、あるいは内装工事の関係も入っていましたが、それで、新第2庁舎と本庁舎の工事を分離できれば、また半年程伸びて、工期3年という日本設計さんの内部での検討でそのようになったわけですけども、この当初の2号案の工期2年というのはやはり難しいという判断をされたの提案だと思えますが、そのところを、もう少し日本設計さんのお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。まず最初1点、それをお願いいたします。

○赤瀬川仁 日本設計主管 この1-3のところの説明でこれはちょっとと申し上げたのは、平成26年度中の整備完了。これはもう今24年なので、ここから設計して行って、2年とやって

も26年越えちゃうので、これはちょっとという意味で申し上げました。まず1点。それとあと約2年ということなんですけれども、ちょっとこの当時の工期を出されている基準、考えた方と、今回我々がやっているときの考え方というのはちょっとニュアンスが違います。まず、先ほどお話あったように、この2年というふうに定められているタイミングというのは、合併特例債の期限というのがある中で、その工期の中ではめることができるのかできないのかというような視点で多分組み立てられているかと思います。それで、私どもの方の工期につきましては、その合併特例債の枠が5年延長によりまして、なくなったというようなところがございますので、私どもの方としましては、これだけの工期を見とけば、ある程度何かあったとしてもこなせるというような、ある意味余裕を持った工期で出させているという点が、そもそもの工期を出すに際しての前提条件というのが異なりますので、というのの違いはあるかと思います。

それで、私どもの出させていただいた工期、2年半が縮められるのかどうかと言いますと、その改修の範囲というのが定まらないので、確実にとは言えないんですけれども、その改修内容によっては、その5ヶ月というのを3ヶ月だとか、そういったような縮め方というのは十分可能だというふうに考えておりますので、縮める余地はあるというふうに言えるかと思います。ただし、その工期というのを縮める余裕がとれるのであれば、余裕とったにこしたことがないというのは、やはりその安全面だとか、そういったことを考えますと、こしたことがないので、今の段階で、今のこの状況、合併特例債の期限が延長された状況というようなことを考えますと、私どもで出させていただいたぐらいの期間を想定されるというのがいいんじゃないかなというふうに考えております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。余裕を持った工期を設定をしておるということでもありますけれども、言えばこの住民投票にかけた当初案、やはりこれを検証する、これが実現可能かどうかということが1つの判断材料になってくることが1つあることと、実は先日の調整会議のあとに、11月2日に市長の定例記者会見がございました。それで、その中で3つの問題点、課題があるということの、3つの課題の中に、提案は工期2年であったけれども、日本設計さんの検討の状況になれば2年ではできない、3年ぐらいかかるというような、これも大きな1つの課題だというふうに市長が発言をしております。ですから、そういう、まだ特別委員会としての方向性が明確になっていない段階で、そのような情報が独り歩きするというのもいかなものか、特別委員会としてきちとした方向性を導きたいと、そういう思いがあってお伺いをいたしました。この問題は調整会議でも以前に湯口委員の方から御質問いただいて、例えば引越しの期間だとか、内装工事だとか、あるいはその工事そのものも工程等がはっきりすれば短縮できるのではないかという質問に、今のように短縮できる可能性は大であるというようなご答弁もいただいております。

そういうことで、この工期の問題も検討していく中で1つの大きなポイントになっておりますので、これは実際の基本設計等してみないと実際のところは分からないけれども、日本設計さんの提案していただいている2年5ヶ月ですか、これは十分短縮をできるというふうに我々特別委員会の委員が理解すればよろしいということですね、とは違うんですかね、再度お願いします。

○赤瀬川仁 日本設計主管 短くする余地はあるという言い方です。

◆橋尾泰博 委員長 余地がある。

○赤瀬川仁 日本設計主管 はい。十分短くなるとは工事内容が決まっていますので、何とも言えませんが、はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 今のことに関連してなんですけど、この工期設定については我々が住民投票に示した当時と実は条件が変わっているわけです。免震の工法変えたとかそういったことでなくして、当時は増築になるのか、ならないのかという判断がなかったということがあって、いわゆる建築基準法に伴う遡及の改修工事については別で考えましょうと、こういうことが前提にして2年というものが示されておりますから、私は、私なりの解釈から言えば、いわゆるこの建築基準法の法的遡及がなければ、当然内装の手をつつくという必要ないわけですし、となればこの5ヶ月間、5ヶ月間というような工期設定というものがなくなってくるわけですよ。だとすれば当時の2年というのは、非常に厳しい工期ではあるとは思いますが、それなりに成り立つのかなというように私は解釈をしているんですけども、日本設計のかたがたどうでしょうか、こういった考え方は。

○赤瀬川仁 日本設計主管 おっしゃるとおりだと思います。その内装工事、先ほども説明させていただいたとおり、内装工事の期間を追いかけてからまた元に戻しているということなので、その工事がもうほとんどないよっていうことであれば、パンと前に行きますから、湯口さんのおっしゃったとおりでいいかと思います。

◆橋尾泰博 委員長 今のやり取りも鳥取市の正式な判断が出たのが10月の5日の調整会議だったかなというようなことで、住民投票の条例案を検討しておる折には、そういう条件が明らかでなかった、それから7ヶ月後に出てきたということで、これも新たな条件が変わってきたということであろうと思います。その他、委員の皆さんの方で御質問等ございますか、どなたからでも結構でございます。そうしましたら、ちょっと私の方からもう1点、これは執行部の方にちょっと確認をさせていただきたいと思います。10ページの老朽化大規模修繕、事務局からの提供資料によりということで、大規模改修の一覧表が出てまいっております。この中で1番の屋上防水、これが平成23年、それから高架水槽が平成20年、エレベーターが平成23年、これは1つの改修予定年ということで記載をされておりますけども、言えばこういう設備というのは、基本的には20年ぐらいを1つの目安として改修をしていくということであろうと思いますけれども、機械事でありましてかが多いもんですから、保守点検を毎年のようにやっておられる、その中で例えばこの耐用年数を4年、5年延長するということもあろうかというふうに、私どもも理解しておるわけですが、例えば、これから基本計画、基本設計、実施設計それから工事ということで、まだ何年か経つわけですが、この大規模改修、例えばエレベーターなんかは、人を乗せて動かす機械ですけども、こういうものを、年次的に大規模改修やっておるわけですが、こちらの方で仮に耐震改修というかたちで、今もう進めていくという方向性が出ておるわけですが、このエレベーター等とか、20年に変えていかなきゃいかん高架水槽、こういうものを、整備改修を工事とは離してやるという方法も当然考えられ

ると思いますけども、この点についてはどのような考え方をっておられるのでしょうか。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。この改修につきましては、事業の中に組み込んでくる、これは合併特例債の財源の問題もあります。ですから、経過年数が到達するものについては、この事業費の中に組み込んでくるという考え方でいけばよろしいかと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今の説明を聞かせていただくと、単独の改修であれば合併特例債の対象にならないと、市庁舎全体を改修するという工事の中に含めれば合併特例債の対象になるということですね、それと従来は、鳥取市は新築移転を1つの市の考えとして市民の皆さんに説明をしていっていったということを考えれば、将来的にはここはもう解体するという前提の中で、改修はできるだけしないようにして、使えるものは大事に維持管理して使っていこうというスタンスでおられたということですね。はい、ありがとうございます。その他ございますか。はい、いいですか、はい。

それではこの資料の1章って言うんですかね、鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案の調査の素案についての質疑を終わらせていただいてよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは、続きまして2章の計画案の検討と今後の課題、こちらの方の質疑に入らせていただきたいと思います。どなたからでも結構でございます、御質問いただきたいと思います。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。概算工事費についてお訊ねしてみたいというふうに思います。2号案に示した20億を検証するというかたちで始まって、それでいろいろと議論なり調査をする関係で変更せざるを得ないところがあって変更するというかたちで、先ほどの調査項目の中でもあったように、本庁舎の建物については地下部分を柱頭でやると、柱頭免震でいくというふうなかたちでは、なかなかこれ非常に難しいというかたちで特別委員会においても、じゃあ柱頭免震を止めて全体的な基礎免震にしようというかたちで変更したわけですがけれども、そういった変更点いろいろあるわけですが、概算の工事費についてお訊ねをしてみたいというふうに思います。2号案の20億の基本的な考え方というのは、以前にも調整会議でもお話をさせていただいたというふうに思いますけれども、本庁舎のこの免震というものの考え方が、県庁の事例でやってきたんだというかたちで、その県庁の平米単価が11万8,000円と、それで、総事業費は19億8,000万というふうなかたちになってきておると、今回、確かに床面積と延床面積の問題も議論がありまして、県庁の方は延床面積が多いから、総事業費で割ると平米単価がゴツと落ちてくるんだという説明もいただいたわけですがけれども、今回のこの概算の中で出ておるのが約20億1,700万ぐらい、平米単価で直すとね、そういうふうなかたちになってきておる。約、倍とまではいかんけど倍近くの数字が出るとるわけですから、この辺のやはり違いを、ただ単に床面積と延床面積との関係で出ておるのかどうなかと。

それで、県庁の場合は全て、全体を含む、外壁もペアガラスも含んでの状況の中でそういった単価になっておるということですので、その辺の日本設計の考え方について、まずお訊ねをしてみたいというふうに思いますし、それからもう1つは、一番大きなのはやはり今回概算の

数字が出ておる中で新築の部分ですよね、第2庁舎の新築の部分が、これが15億7,000万ですか、そういった数字が出ております。2号案の考え方とすれば約10億ちょっと、10億5,000万ぐらいですか、10億ちょっとで坪80万でというかたちで積算をしてきております。ただ、この2号案の考え方とすれば免震をしても、免震工事をしても、この坪80万でできるという1つの考え方の中できております。そして、その考え方の中では制震というかたちで、鉄骨で制震というかたちでこの2号案は、考え方をしておるんですけども、この特別委員会の中で日本設計にいずれかの考え方で積算をしてもらわないといけんというかたちで、免震で積算をしていただくというふうなかたちで、免震で数字を出していただいているわけですけども、この免震にしても1号案、1号案の新築移転のときも、1号案に対してもこれは免震設計時点で考えるというかたちで、免震を含んでの1号案も検証、74億8,000万ですか、これが、数字が示されておるわけですけども、このときはだいたい坪100万、100万の数字なんです。これが今回の概算の数字では坪116万ですか、116万ぐらいの数字になってきております。

これが違う業者が積算したのであれば、それは当然そういった数字が変わってくるということもあり得るというふうに思うわけですけども、1号案も日本設計が概算の数字を出されておる。それで、こっちの今回の検証の問題についても日本設計が出されておるというふうなことになって、1号案の新築の部分の74億なんぼのときの100万と今回の116万との違いがあるわけですけど、この辺が、この辺の考え方について、まずお訊ねしてみたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 赤瀬川さん、よろしくお願ひします。

○赤瀬川仁 日本設計主管 再三にわたって説明しているんですが、理解いただけていないようで残念です。まず、免震改修の話をしてします。免震改修は延床面積で、平米単価で見るのは妥当じゃないという話を前回させていただいたとおりです。それで、なぜかと言いますと、免震改修でお金に大きく影響するものが大きく2つあります。1つは土を掘る作業、土を掘る作業ですね、それで、その土を掘る作業というのは何で決まっていくかという、建物の底の面積、通常であれば建築面積と言われる部分に1皮余分にスペースを取って、そこの部分の面積×深さで建物の土を掘らなあかん量が出てきます。それで、そこでまず1つ、土のお金というのが決まってくるというのが1つ。それで、それが前回建築面積に影響しますよというのが1つです。それともう1つは、免震装置の数というのは何で決まるかと言いますと、その建物の柱の数、その柱の下にご承知のとおり免震装置をつけますので、その柱の数が、例えば10mスパンの建物と5mスパンの建物で行きますと、柱の数が要は、例えば10m×10mかけに対して5m×5mかけ、ザクッと行きますと4本で済むのが9本必要になります、倍になりますよね、というような具合に。

それで、免震装置っていうのは、免震装置の数が、例えば当然柱の数が減りますと免震装置1個に対する負担は増えるので、免震装置としては大きくなりますが、例えば2倍の力がかかってきましたよといったとしても2倍の費用にならないんですよ。それ当然、既製品の流通している免震装置の能力の範囲であれば、の話です。なので、単純に延床あたりの面積の金額がこうだから今回はどうだっていうのは質問として誤っておりまして、逆に県庁のところの柱の

数だとか、県庁の底の面積に対する土の量だとか、そういったところから逆にこちらの我々の出した案の金額というのを見ていただいて、高い安いというのをご判断いただけないですか。それで、こちらは、我々の方は県庁さんの費用がいくらかかっているかというのを把握しておりませんので、それに対してどうかというのはちょっとわかりかねるんですけれども、そういうふうなかたちで、ちょっともう一度、再度ご検証いただければというふうに思います。ということで、1つ目の答え、よろしくをお願いします。

続きまして2つ目の話ですけれども、まず制震とか鉄骨だとかというのは、我々の費用を算出するにあたっての条件として異なっておりますので、それはもう全然何も加味していませんという話がございますので、それと、あと我々は最初に御説明させていただいたとおり、国交省で定められている基準なり、刊行物なり、そういったものから費用を出させていただけますということをまずお話させていただいて、御了承いただいた上で我々は費用を出しておりますので、その基準に基づいて出させていただいた数字に対して、もっと安くならへんのかと言われましても国が定めている数字ですので、国に言っていただければというふうに思います。それで、ということで、今回の費用については、公的な基準に基づいて出させていただいているので、そこに対して安いとか高いとかっていう話というのはちょっと我々にしていただいても、もうこれ定まっている数字なのでということしかちょっと申し上げようがないというふうなところでございます。それで、あと、今回の議論とはちょっと別の話にはなるとは思うんですけれども、1号案との相違について一応我々の考えを述べさせます。まず、基準が全く違う想定で出させていただいているので、数字が変わってきているというのは当然あります。あるんですけれども、もう我々も我々なりに、何て言うんですかね、当初1号案についてはどういうふうなかたちで出すかというようなところあったんですけれども、1号案については、今回と違う点ちょっと申し上げさせていただきますと、1つは地下がない前提で想定しておりました。それと、もう1つが、敷地が広いってところもあって、今後の計画を進めていく中でコストを下げる計画余地があったというふうなところがございます。それと、あと構造的にも自由に、自由と言いますが何も定まっていない状態というふうなところございまして、もし私どもがその設計を受けたとしても、いろいろと費用を安くする方策というのがあり得るなというふうなところがあるかと思えます。

それで、片や今回の調査案につきましては、まず半分地下にありますよということが決まっていると、それと、あとフラットスラブにしますよということも決まっていると、それで、RC構造にするよということも決まっていると、免震構造にするのも決まっているというふうなところで、それらのいろんな条件というのが決まっていく中で、例えば半地下にするよということで土を掘らんといけないんですけれども、その土を掘るという費用というのはその国の新営単価の方には決まっていません。決まなくて、それは、実際の費用を数量等々かけて、実際の費用をそこに上乘せするような積算の仕方になるんですね、なので、正直言いまして、このフラットスラブにして躯体量が増えています。それで、土を掘ることによって土を掘る量が増えています。だから、そういった諸々の様相というのは、新営単価の方では加算して算出していくこととなります。なので、こういったものがなければ費用としてはもっと安くなっていた

んです、正直。これなければ私どもの出さしていただいた1号案ともしかすると値段はほとんど変わらない金額になっていたかもしれないです。というようなところがございまして、何というんですかね、調査案というのは元々もういろんな物事が決まっていく中で、それに基づいていろんな数量なり、そういったものを出させていただいたらそういう数字になったということなんですよね。なので、余地のある中での費用の算出なのか、計画余地のある状況での費用の出し方なのかというようなところでの差額かなというふうに考えておりますけれども。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。それで、今この概算で既存の庁舎が11億8,000万、それで、あと細かい免震が幾らというふうなかたちで出ておるんですけれども、先ほど言ったように床面積とか、建築面積との関係でね、これももう少しこの成果品になったら数字が細かい、柱頭、その基礎免震が何個あって幾らとか、残土が幾らとか、そういった細かい数字は出てくるんですか、出せるんですか。その辺ちょっとお訊ね、すべてこの本庁舎もですし、第2庁舎もですけどね、その辺の数字がきちっと数字が出てくるかと、出せるかどんなかというのをお訊ねしてみたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 赤瀬川さん、よろしくお願ひします。

○赤瀬川仁 日本設計主管 何というんですかね、ある部分だけ細かい数字を追っかけると他の工事たちとのバランスと言いますか、がおかしくなってくるので、何というんですかね、細かいところまではちょっと出せないと言いますか、整合が取れなくて、整合と言いますか、何というんですか、今、概算の段階なので、今出させていただいている内容よりももう少し細かい内容は出させていただくということで申上げましたけれども、それは工事の大項目、わかりますかね、土工事、事業工事、内装工事というような大項目については出させていたかどうかというふうに考えてございましてけれども、という感じですかね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 土工事とかそういった分類はいいですけど、さっき言ったように免震の装置が幾らとかいうところまでは出せるんですか、基礎免震が幾らとか、その土工事が幾ら、基礎免震のそのかませるものは幾らというぐらいの程度までは出せるんですか。

◆橋尾泰博 委員長 赤瀬川さん、よろしくお願ひします。

○赤瀬川仁 日本設計主管 何というんですかね、今、何度も申上げますように、すべての設計が終わっての費用じゃないんですよね。それで、例えば免震装置幾らという話なんですけど、その建物の設計が終わった段階での免震装置幾らというものの費用というのは、その免震装置そのもの、あと取付けだとかそういった費用も入るんですけど、そのものの費用だけが入るんですけども、今回の場合は概算なので、その免震装置そのものの費用にそれに伴って必要な工事というのがあるんですね、そういったものも足し合わせて数字を追いかけていくということになるので、そういったものというのは、要は免震装置幾らというのだけ出させていただいても、それ以外の工事というものの項目というのは挙げられないんですよ。なので、例えば、例えば今おっしゃっているのがサッシのお金幾らなのと聞かれているのと同じようなことで、要はどのような工事が発生するかというのが、今見えない状態じゃないですか。その中で、ある単

独の部位だけを幾らで入れているのという話というのは、今の段階考えるとそぐわない御質問だと思います。

◆橋尾泰博 委員長 御意見ありますか。赤瀬川さんにちょっと確認をしたいんですけど、先ほどの上田委員とのやり取りの中で、前の調整会議にも、この2号案というのは県庁の基礎免震工事を直近23年度にやられたということで、それを県の方に情報提供を求めて、それで積算をしたと。それで、ここの特別委員会なんかでも議論になったんですけども、先ほどあったように床面積とそれから建築面積、これらをこう複合的にこう何か計算式があるようでして、そういうかたちでその工事を費用を捻出するんだというふうに私どもも伺っておるわけですけども、その中で県庁の工事を参考にとということでこの2号案を検証されておる。ですから、当然、日本設計さんもこの2号案の検証にあたってはね、県庁のその工事の内容も理解した上でやっていただきたい。それで、この前の調整会議のときには、県庁の何か工事と比較をして1割程度高くなったというふうな報告をいただいたように、私覚えておるんですが、それとは違うんですかね。

○赤瀬川仁 日本設計主管 申し訳ないですけど、県庁の資料は我々参考資料としていただいているので、何というんですか、それを参考資料として扱ってどうのこうのというのはちょっと意味がよく分かりません。それを分析してどうのこうのという話というのは、元々参考資料としていただいたものを分析しようがないし、それを基に出すというような想定で我々に依頼されているのであればやりますけれども、そういうことではなくて、我々は何というかな、県庁に対してどうこうということではなくて、ある一定の考え方に基づいて算出したら幾らになるかというような費用を出すようにというふうな受止め方をしているので、県庁を分析して費用を出すというところの意味がよく分かりませんね。

◆橋尾泰博 委員長 これは、私の勘違いで、そういう県庁の方の工事の内容は検証してないということですよ、はい。ということですね。はい、わかりました。はい、その他ありますか。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 報告書の中ですけども、いわゆる増築とした概念ですけども、これはまず1点目にはその渡り廊下をつなぐことによって、これは前回の検討会、この委員会の前の検討会でも大変議論になったんですけども、渡り廊下としてつなぐことによって、いわゆる増築になったと、ということによって、その既存遡及の工事が発生したという、このことについてまず確認を、それでいいのかどうなのか、そうなのかどうなのかということについてお伺いいたします。

◆橋尾泰博 委員長 赤瀬川さん、よろしくお願ひします。

○赤瀬川仁 日本設計主管 既存遡及するか、しないかの最終的なご判断はその行政の主事さんの判断によると思うんですが、一般的な話としましては建物を内部空間でつなぐと既存遡及するというの一般的な話、まず1つそれ。それとあと、機能的に分離できないという話というのは人の動線だけではなくて、設備だとか、そういったものが機能的に分離できないという位置づけになった場合も増築扱いになることがございます。ですので、今回その甲類対応だとかそういったところで、自家発の電気を本庁に第2庁から送るというような今考え方でやらない

と対応できないというふうに考えておりますので、もし渡り廊下がなくなったとしても設備として一体的にそれぞれがつながっていないと成立しないというような建物の構成になっていた場合は増築とみなされる可能性は高いかなというふうに思います。ですので、渡り廊下でつながっていることプラス設備が切り離せない状態になっている、その2点によって今回既存遡及しているんじゃないかなというふうに考えますが。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 はい、ありがとうございました。居ながら工事に関わる話になるわけですし、渡り廊下を、これを外してしまって、いわゆる増築でなくして、増築ではないということになれば既存遡及で壁・天井ということは、法的にそこまでいろうことはないということでしょうけれども。そうではないですか。やはり、いや、これ大事なことでして、私の認識は、要するに増築することによって既存遡及が発生して壁や天井を修理しなきゃならないと、それで、増築でないということになって改修だけであるならば、そこまでそれを、いわゆる改修するまでいくのかどうなのかということがちょっと聞きたいんです。

◆橋尾泰博 委員長 赤瀬川さん。

○赤瀬川仁 日本設計主管 増築扱いにならなければ既存遡及しないので、広範囲にわたる内装の変更というのは必要なくなります。それで、増築に当たるといったときの条件、前提条件というのは何に当たるかというところに対して、渡り廊下がつながっているというのを例えばやめたとしてどうかという話なんですけれども、そのときに、次におそらく話、話題になるのが設備をお互いそれぞれ切っても切れない関係にあるかどうかみたいな、ところの話というのを、どうぞ判断されるかという話になるかと思います。今回は、ちょっと繰り返しになっちゃいますけど、電氣的なものというのがつながるかたちになりそうなので、そここのところでそれをもって増築とみなすかどうかというご判断をまた別途していただいて、増築に当たるか否かというのをご判断いただくことになるかと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、その他ございますか。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 今後の検討課題で、これは日本設計さんとは別の考え方で執行部なり議会の方の判断に、今後の検討課題になると思うんですけど、日本設計さんにちょっとお訊ねしてみたいというのは、日本設計さんにこの度第2庁舎増築部分ね、これを5階建てで、免震でというかたちで検証をお願いしたんですけども、俗に言う、僕が知る範囲では、結局、5階建ぐらいただったら免震が果たして、5階以上というか、階の高いものを免震にするのは非常に良いけれどもという、そういった判断の中で、5階ぐらいが免震をかけるのがベターなのかどうかということをちょっとお尋ねしたいという。そのことをお尋ねするというのは、先ほど申し上げましたように、これから先の鳥取市の方の考え方になるんですけども、いよいよ工事を発注するという段階になった場合に、免震で、ということになれば、これ、地元業者に発注ができないという1つの、経験がないから地元発注はできないというふうな大きなデメリットというか、マイナス部分が僕はあるというふうに思うわけですが。それで、今までずっと議会で議論した中でも公共事業が非常に少なくなってきたこういった時期だから、やはりこの庁舎問題についてもできるだけ地元発注をして地元の経済を活性化させていこうというふうな1つの考え

方の中で、できる部分、本庁の部分は免震でできないけれども、増築部分についてはできるだけ地元発注ができるような工法でというふうな考え方も、たぶん市の方にもあるわけですが、その辺で今後どちらにするかは、これは検討課題ですけど、その辺の中で免震を5階建ぐらいのものが効率の良い方法かどんなかと。なんかこれを聞くということはちょっと免震を検証していただいておりますながら、日本設計さんに聞くのもいかがなもんかというふうに思うわけですが、その辺のちょっと考え方があれば聞かせていただけたらというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、赤瀬川さんよろしく申し上げます。

○赤瀬川仁 日本設計主管 まず、免震構造の建物に向くものというのがどういったものかと言うと、当然地面と切り離してその上に免震装置の上に建物を載せるわけですから、基本的には低い方が向くんですよ。なので、通常であれば中低層の固い建物、RC系の建物というのが免震構造に最も向く建物と言えます。ただし、昨今、タワーマンションだとか、オフィスビルだとか、そういったところで免震構造を採用される事例はあるんですけども、それは、何て言うんですか、免震構造にやろうと思えばできるんですけども、向くか向かないかと言ったら向かない。なので、むしろ5階建程度の建物という方が免震構造の、何ですか、構造形式というのは一番適した形態かなというふうに考えるというのがまず1つ目の答えですかね。それとあと、地元発注ですか。

◆上田孝春 委員 いや、これは、

○赤瀬川仁 日本設計主管 いいですか。

◆上田孝春 委員 日本設計、

○赤瀬川仁 日本設計主管 我々の方でお話としてさせていただくのは、ぶっちゃけ、免震構造の建物って、今であればもう結構いろいろ世の中で、そこらじゅうで出来ているというところもあって、もうかなり、何て言うか、施工精度だとかそういったところというのが免震構造の建物には要求されます。どこの施工精度かと言うと、免震装置をいかに水平に、そんなに誤差なく据えられるかというところが免震構造の建物の一番重要なところなんですけれども、そのあたりのノウハウと言いますか、施工技術というのはもう確立されておりまして、変な話ですけども、こういったらあれなんですけども、実績がなくても我々正直、きちっとした、何て言うんですか、施工方法の手順というのを理解されているところであればできるというふうに考えております。なので、後は鳥取市さんの方がその免震構造の建物を発注するに際し、その施工業者さんに実績を求められるかどうか、みたいなところで、実績をマスにすれば当然できなくなるかもしれないですけども、求められるかどうかというようなところで免震構造の建物が市内の業者さんでできるかどうかというのが決まってくるというようなところだと思うので、技術的には全然大丈夫だと思いますよ。後は鳥取市さん次第かなと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 ちょっと2点お伺いをしたいんですが、1つは、先ほどの1号案の建築単価とこの新第2庁舎の建築単価の問題の中で、赤瀬川参考人が、庁舎規模と言いますか、そのスケールメリットのことについて言及されなかったんですが、向こうは2万3,500でしたか、

こっちは4千ちょっとくらいですか、そのところはどうかというところが1点。それからもう1点は、これは仮定の話なんで申しわけないんですが、既存遡及であるとか、あるいは耐震性能のI類であるとか、A類であるとか、甲類であるとかということがこの本庁舎の耐震改修にないとなれば、居ながら工事は全体基礎免震で可能なかどうかということをやっとお聞かせいただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 2点目の質問はわかりましたでしょうか。理解できましたでしょうか。

○赤瀬川仁 日本設計主管 わかりました。

◆橋尾泰博 委員長 はい、それでは赤瀬川さんよろしく申し上げます。

○赤瀬川仁 日本設計主管 スケールメリットの話ですが、おっしゃるとおりそれもあります。ちょっと言い忘れていました。やはり建物のボリュームがあればそれに対して大量に物を購入することができますので、大きければ大きいほどということではないんですけれども、やはり4,000㎡の建物と2万㎡の建物ということであれば、それは当然費用も安くなっていく方向にあるかと思っています。ですので、先ほど申し上げたやつにそのスケールメリットといった点もちょっと加えていただければというふうに思います。それとあと2点目の既存遡及並びに甲類対応がなければ、何でしたっけ、居ながら工事ができるかどうか。こちらにつきましては、こちら報告書の内容に記載させていただいているとおり、その居ながら工事がやはりしんどいところのネックになっているのが内装改修にあたりますので、その内装改修の原因になっている既存遡及がなければ居ながら工事というのは可能ではないかというふうに考えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、その他ありますか。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 ちょっと1点だけお聞かせいただきたい。基本的な考え方、危機管理上の基本的な考え方をお聞きしたいわけですが、先ほどの御説明の中で第2庁舎の防災機能、この500㎡についてのその基本的な考え方というものが不明瞭であるということの中で、これが出てきているということなんですが、本来こういう庁舎に防災センター、防災機能を設置をする場合に、まずこのBCPというような方針立てというものがあって、それに基づいてそれに必要な鳥取市ではどのような規模の防災センターが必要なんだという、順番としてはそうなんだろうけれども、そこがまず正しいのか、私が改めてお聞かせいただきたいんですけども。と言いますのが、この2号案を立案をされた山本浩三氏が、自身が今の政府の防災の関係の役をしていると、防災についてもよく知っているんだというようなことを、この参考人質疑の中でありまして、そういう状況の中で立案者がこの500㎡というものを提案されてきたと。しかしながら、この度日本設計さんに調査依頼をしたところ、まずそういうこの鳥取市のBCP事業継続計画の方針立てがあった後にこういったものは計画されるべきではないのかというご提案があった。このあたりのちょっと基本的な考え方を1点だけお聞かせいただけませんか。

◆橋尾泰博 委員長 赤瀬川さん、よろしく申し上げます。

○赤瀬川仁 日本設計主管 元々の調査案での500㎡というのが、今回の鳥取市の市庁舎の規模を想定されて、変な話ですけど通常の市庁舎の防災機能とはどうあるべきかというのは、もうあらかじめ決まっているかと思うんですね。そんなに大きくは狂いはない、変わりはないんですけども、それをイメージされて、数字を設定されているのであれば多分問題ないとは思うん

ですけれども、そのあたりというのはよく分からなかったというところですね。ですので、基本的に大規模災害が起こったときにその災害対策本部を設けて、それから市長さん並びに災害対策本部のかたがたが集まる場所、会議室みたいな大空間を1つ用意をして、それで、その後ろに後方の支援のスタッフの詰める場所を用意するというふうな大きな構成になるかと思うんですが、まずその部分の人数を、だいたいどの程度に想定するかみたいなどころから数字が出てくるんですけれども、基本的には職員さんの数と比例するところがあるので、ということとは逆に都市のスケールによってだいたい似たような数字になってくるというところだと思うんですが、そのあたりのところをきちっとイメージされて作ってある数字であれば、変な話ですけれども問題ないとは思いますが、そのあたりのところは、ちょっとどうなのかというようなところの投げかけとしてというようなところと、それで、変な話ですけれどもその災害対策本部というような位置付けに、市役所は間違いなくなるんですが、まずその位置付けにしますよというところの方針立てがあって、それからあと、その部屋たちを1つの話としては兼用利用するかどうかというところがあるかと思います。単独でその部屋はもう空けておいてという考え方でやる場合と、あと通常時は他の用途に使っておいて、それで、何かあったときに模様替えをしてその災害対策本部の機能を持たすという考え方がございます。それによって、どのような面積が必要かというのが変わってくるので、そのあたりの方針立てというのを立ててやっていくべきかなというようなところでございます。

◆橋尾泰博 委員長 いいですか。その他ありますか。ちょっと居ながら工事についての、再度の確認と言いますか、御質問をしてみたいんですが、この本庁舎の耐震改修も、この2号案は当初基礎免震ということでスタートしておいて概算の表が出てきました。それで条例案を検討していく中で、言えば地下室の部分で柱頭免震できれば土の掘る量が少なくなるので、少しは工事費が安くなるのではないかなというようなことで、そういうことを変更したんですが、言えばこの住民投票にかけましたね、比較検討表なんかにしても、本庁舎は免震工法というような文言になっておるわけですが、言えば基本的には県庁がやられた基礎免震工法に戻ると、当初の検証でその機械電気室あるいは空調の機械の関係で柱頭免震というのは居ながら工事ができないと、そういうようなかたちで、我々特別委員会としてもこの提案をした2号案のかたちを崩さないかたちで検証をしようということで、今日の説明の中でも地下1階の免震工法を基礎免震にすることによって居ながら工事を実現することが可能となった。それから、当初1階の土間スラブをはつって新しく作り直してそれから免震工事をやろうと。その方が期間が短い、工費が安くなるという提案の中で、やはり1階部分の執務はできませんよというような中で、我々特別委員会というか、2号案の提案をされた、素案をされたかたの考え方もそうですが、免震工事というのは、地下の工事をして、1階から上の執務スペースについては通常使えるという利点、工事費が高いのは分かった上で免震工事を採用するわけですが、当然その土間スラブの下の補強も地下からできるという工事実績というか、新しい技術も開発されているということで、この点も居ながら工事ができるということになってきたということですね。

それから、よく議論になるんですが、内装改修ということですよ、これで日本設計さんの

方では天井をはつったりあんなことをするんで、居ながら工事ができないということですけども、新第2庁舎を建設しますが、その中で例えばそのあとで2階建ての部分解体しますよね、900㎡。そこにおられる職員のかた、これを新第2庁舎に行っていただかないとだめ、それからもう1つドライエリアの部分を500㎡、50㎡か、あれを撤去すると。それに伴ってその空間も使えなくなりますから、その職員も新第2庁舎に入ってください。そして、例えば今日の提案は、言えばこの6階建てのフロアを3フロアに分けて、交互、交互にやったらどうかという提案であったわけですけども、言えばその第2庁舎のスペースが今のところ執務空間としては3,700ぐらいでしたかな、というスペースですから、そのスペースに入る部分の職員を移動させる、言えば1フロア、あるいは2フロア空く可能性が非常に高い。ということになれば、当然その内装工事をやる間は埃やあいう足場とかということがありますので、当然新第2庁舎の方で執務するというようになってくるわけですけども、そういうことで、一般の通常業務はできるという考え方であるならば、私はこの居ながら工事という範疇に当然入ってくるんだろうなというふうには私は理解するんですけども、これは私の解釈は違うんでしょうかね。ちょっとその辺を赤瀬川さんの考えをちょっと聞かせていただいて。

○赤瀬川仁 日本設計主管 調整会議のときにも話させていただいたんですけども、居ながら工事が居ながら工事っていうのの定義が、ちょっと今不明解なので、どのようなものを居ながら工事にしましょうかっていうお話を相談させていただいたかと思います。そのときに、ちょっとお話をさせていただいたのが、例えば、都庁、都庁の改修をずっと今永遠やっている、何年もかけてやっているんですけども、あそこっていうのは居ながら工事をやっていますということなんですが、実際はスリーフロアを今回と同じような状況をですね、空けてそれから内装改修をして、それが終わったら次のところに移るっていうようなやり方をしている、居ながら工事というふうに位置付けられていますけれども、というようなそういう話をさせていただきたいと思います。それで、それを居ながら工事、世の中で居ながら工事ということであれば、今回も本庁舎自身の機能っていうのは生きているので、居ながら工事というような位置付けで話をさせてもらってもいいでしょうかという御質問に対して、いや、いや、そうじゃなくて、今の執務空間なり、なんなりというところが使い続けられているということが居ながら工事というふうにみなすというようなご回答を逆にそちらからいただいたので、今回上からの、上の執務空間については居ながら工事ができないという表現をさせていただいているということでございます。

です。私どもとしては今回の庁舎の改修の状況というのは、その居ながら工事の定義付けを何、どうするかっていうことによってだけの話なので、居ながら工事と言えば居ながら工事ですし、居ながら工事じゃないと言えば居ながら工事じゃないですっていうようなご回答になるかと思います。

◆橋尾泰博 委員長 再度お訊ねをしてみたいんですがね、その居ながら工事ができないということと、それから、最初に言いましたよね、市長の談話の中で問題点が3つある、駐車場が確保できない、工期が3年かかるというような3つの課題があると。それで、やっぱり市民の皆さんは居ながら工事というものがどういうものなのか、よく分らんわけですよ。ですから、や

っぱりその居ながら工事と言えるかっていうと言えるし、言えんと言えんと言えんというような話では、言えん新第2庁舎に、1階の職員に行っていたら、通常の執務をやる、それで、1階のフロアが空きました、そこを内装工事をやりますというかたち、それから、1階ができたら2階の職員を1階に下りてきてもらって2階のフロアをやる、これはもう通常の業務はやっているわけですよ、新第2庁舎、本庁舎含めて、その居ながら工事ができないということをお願いすると、市民の皆さんは、じゃあその間は役所を閉めるんですかというような話が出てくるわけですよ。そういう意味でね、ちょっと確認という意味で御質問しておるんですが、私はこの役所が果たすべき行政サービスを市民の皆さんに提供しているという状況であるならば、居ながら工事という前提にしてもいいのではないかというふうには、統一しませんと我々も当然市民説明会でやるわけですので、もう一度お願いできますか。

○赤瀬川仁 日本設計主管 繰り返しになります。今回の本庁舎の工事の仕方が世の中一般的にどうかという居ながら工事という言い方をされてやられることが多いんですけども、今回例えば、執務空間を明け渡して工事するという行為は居ながら工事ができないという言い方をするのでしょうかということを、橋尾さんの方に調整委員会の中で、調整会議の中で、申し上げましたところ橋尾さんの方からそれは居ながら工事じゃないと、なので、居ながら工事ができないということになるということをお願いされたので、居ながら工事ができないというような書き方をさせていただいてございます。

◆橋尾泰博 委員長 私の意図が、届いてなかったということですね。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 元に戻るような話になりますのでね、これ日本設計さんにも確認しておきますけど、先ほどの工期と一緒に、やはり建築基準法上遡及をせざるを得なくなったということで、内装の工事が発生したわけですよ。だからして、居ながら工事ができなくなったわけですよ、まず第1番目は。だから条件が変わったということですよ。これは住民投票かけた時点では分からなかったという前提で言えば、それが1つ。これの確認とですね、2つ目は、要は建物を新たにどこかに借りて、例えば仮設の建物を建てて、そういうことによって工事を進めるということであれば居ながら工事という表現は難しんかいなという気はいたしますけども、今ある建物、あるいは将来建てると言われている建物をうまく活用しながら、工事を工夫してやっていくということですから、何もこれが居ながら工事でないとか云々というふうには、私は全然思わないですね。うん。そんなことに拘る必要もないし、どなたが言われたか名前は出ていたけど、そんなことは関係のない話で、私から言わせれば、うん。そんなことに拘る必要はないと思いますよ。

ただし、工事の工夫としては工期を短くしようと思えば非常にタイトな日程にもなるし、引越等々に伴って必要経費も出てくるということも事実ですから、そのあたり我々で認識しておればいいと思いますので、あまり居ながらでないだ、居ながらであるだということに拘られなくても、居ながらの工事ですよ、それ以上は何も言う必要はないと思いますけども、私は、はい。

◆橋尾泰博 委員長 私があえて申し上げさせていただいたのは、やはりこう市民の皆さんが情報の入手の基として、やはり新聞とか、テレビ、これについてはもうやっぱり枠だとか、そういう

うのが限られているので、非常にこうパツと見のね、ショッキングな言葉が出てくる、それがやっぱり市民の皆さんの頭の中に情報として入っていく。ですから、整理できる部分は最終の局面に入ってきてとるんで、きちっと確認をして進めたいという思いからさせていただきました。その他ありますか。はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 居ながら工事だと言えるかどうかということはさておきまして、私のちょっと考え方を1つ示しておきたいんですが、住民投票時には要するに既存遡及であるとか、耐震性能について想定されてなかったんだというお話、あるいは変更になったんだということの理解がありますけども、私は決してそうではないと思っております。これは検討会においても大きな問題になりまして、増築ということであれば、既存遡及になるという可能性は大変高いと、それはちゃんと考えておかないといけませんという議論がありましたというもの。その中で、そういう法令上やらなければいけないことは当然やるべきなんで、ただ、その費用については、20億には参入しませんよということはありませんでしたが、既存遡及が発生する恐れがあるということは、その時点で十分議論されておりますので、想定されたことではなかった、いや、変更になったんだということは、私はそれは違う考え方だというふうに思います。

それと、お訊ねしたいのは、1件ですが、バリアフリーの問題です。法律上やらなければいけないことっていうのはあるかと思いますが、今の現の第2庁舎、それから、2階建部分のところ、これの足した面積っていうのが元々新第2庁舎の面積なわけでございますけれども、現状見られまして、法令適用でバリアフリーにするとすれば、だいたいアバウトで結構ですけども、突然の質問で申し訳ないんですが、どれぐらいの平米数って言いますか、その増加が必要であるのでしょうか、もし、まったく概算でも結構ですが、分かればお願いいたします。

○赤瀬川仁 日本設計主管 申し訳ないです。今の現2庁舎の部分でその面積、バリアフリー化したときに、面積がどの程度増えるかというのは、ちょっと私どもの方で算出しないので、なんともちょっと言えないところがあるんですが、ただ、今現状の家具レイアウト等々の図面はちょっと拝見させていただきましたところ、その廊下のところに、どうしても家具とかがはみ出ているような状況が実は今ありまして、例えば廊下にそういうロッカーだとか、記載するテーブルがあるだとか、あと、廊下空間なんだけど、ちょっと何、用途に使われているだとか、本来であればそういったところというのはきちっと廊下としての幅員を確保された上で、車いすのかたがたが往復、すれ違えるような寸法があつて然るべき場所なので、そういったところを本来は廊下にあるものを全部執務空間以内に持っていかないといけないんですね。そういったスペースというのがやはりちょっと足りないんじゃないかなというようなところと、あと、階段についてはけあげと踏みづらのところというのは、やはりバリアフリー対応にしていこうとすると大きくなってるので、奥行き方向がまず大きい、あと、幅もやはり規定があつて大きくなると思います。そういったことをやってくると、やっぱり階段も通常よりも一回り今よりも大きくしないといけない。それと、あと車いすのトイレ、こちらについては、基準上は各階にある必要はないんですけれども、設計と言いますか、計画の考え方として、やはりどこの階に行っても車いすのかたがたという考え方で計画することが多いので、車いす用のトイレというのは通常各会に1つずつ設けていくことになるので、そういったもの、今ないかと思うので、

その部分も増えて来るというようなところがございまして、そういったことを考えると、ちょっと何㎡かというのは申し上げられないんですけども、やはりそれなりの対処するための面積分というのを新たにちょっと見てあげないと執務空間をいじめることになるのかなというふうに考えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありますか。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 これ、執行部の方にお聞きしたいわけですけども、最初に、先ほど委員長の方から今回の調査結果を示されて、市民の皆さんがこれに対してショッキングなそういうこの内容が提示される云々というお話があったわけですけども、私はそういうことではなくて、やはりきちっとしたこのデータに基づいた正しい情報というのが、市民の皆さんに提示されることが最も必要な時であるということですから、居ながら工事のことについても、何もショッキングな話ということではないのかなというふうに思います。それで、あと、居ながら工事と少しなんか私、関係するなあとというのが駐車台数の変遷なんですけども、これは2号案が示されたときには150台確保されるんですけども、しかしながらこの工事中にどこまで駐車台数が変遷をしていくのかということが明らかにされていなかった。そして、この最終PHASE4のところをまさに完成直近のところは41台まで減るわけですよ、駐車場が、150台が41台になる、100台以上駐車場がこの本庁舎で使えなくなるというそういう状況、これが本当に私、これの説明を受けたときに本当に驚いたわけですけども、以前に執行部の方からこの年間通しての、駐車場の稼働率みたいなことも御説明いただいたわけですけども、率直な御意見を執行部からお聞きしたいんですが、実際この41台という、これ、半年間ぐらい続くんでしょうか、工事中に41台というのは、ざっと。この期間中に例えばですよ、この変更案をそのまま採用するという議論ではないんですけども、仮にこれが工事中41台というようなことになった場合に、執行部として市民にどのような駐車場の対応をされるのか、これは想定ですけども、ちょっと聞かせていただきたい。

◆橋尾泰博 委員長 どなたですか。はい、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。駐車場の稼働率につきましては、前々回ですか御質問ありまして、数字の方は説明させていただきました。それで、通常一番少ないときで40、41台ということになりますと、とうていこの駐車場では回らないという事態になってきます。それと併せて、他の工事期間中におきましても、150台分は確保できないということになってきますと、当然仮の駐車場ですよ、その確保ということは十分に考えていかなきゃならないということが起きてくると思います。それと、期間中その庁舎を目指してやって来られるかたが、仮の駐車場をどこに確保するのかによっては、その案内というようなこと、ご不便な面をおかけすることとは否めませんので、そのあたりの対策というのは十分考えていかなきゃならないというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 よろしいですか。よろしいですか。はい。ちょっともう1点確認をさせていただきたいと思いますが、何ページですか、7ページ。概算工事費算出の基準ということで、新営予算単価、施設特別整備単価、それから3刊行物、4実勢単価ということで、この新営予算単価として特別整備単価、これは国土交通省の定めた基準であるということの説明をい

ただきました。そこで、どこの工事費をそういうふうに行っているということじゃなくして、言えばこの1、2、3、4、4つ例記してあるわけですけども、この単価のレベルって言うか、これは設計の上において、どういうレベルの価格帯なのか。ちょっと私のちょっと言いかたも悪いんですけども、言えば設計単価という捉えかたでいいんでしょうか。そこら辺の価格帯のレベルって言うか、国の基準に基づいて積算をしておられるということですけども、現実にこの1の新営単価というのはどのレベルの価格帯になっておるのか、そこら辺のその区別が、私自身よく理解できていないので、言えば一番わかりやすいのは、例えばこういう具体例があってこういうもんですよ、みたいなどころがあれば、御説明いただきたいと思います。

○赤瀬川仁 日本設計主管 この1番の新営予算単価と言いますのは、元々は官庁の建物を建設するときに、どれくらい予算を見ておけばいいかっていうものを基準として作られている資料になるんですよ。それで、当然建物の構造だとか、階数とかによって建物の値段というのが変わるので、何個かこうビルディングタイプというのを想定されていて、そのタイプに近いものに対して躯体費がだいたい平米幾ら、あと内装費、内装じゃない、ごめんなさい、仕上げ費用が幾らってようなことで設定されている。それで、それに対して、それぞれの場所によっての特殊事情があるものについて、例えば杭だとか、あと土を掘るとか掘らないとか、そういったものについては、それぞれの場所によって違うもんですから、そこについては、それぞれの場所にあった杭種別だとか、そういったものを想定して、それはその数量を出してそこに加算しなさいよというような、そんな基準に基づいた資料になります。それで、今回の場合は免震構造ということなので、そのまた半地下掘るというようなところ、あと杭が必要になるというところについては、今回のこの建物の建つ土地の条件並びに今回の調査案の条件に沿ったときに、どのような数字になるかっていうのを個別に出して、それからあと仕上げ関係とかについては、その新営単価の費用を当て込んでいるというような作りかたをしております。

それで、そこで想定されている仕上げ関係って言うのは、例えば内部の仕上げが床材になるとシートで、壁になるとクロスで、巾木はソフト巾木でということでおおよその仕上げのイメージって言うのも想定された中での費用になっていて、その費用と言うのは、正直仕上げの種類としてはもう本当に必要最小限のグレード感というような設定で、その数字が抑えられているというようなことになっているというふうに思います。それでよろしいですかね。

◆橋尾泰博 委員長 日本設計さんの説明からすればそうなんでしょうけど、その説明では我々はどう分からんて言うのが正直なところでしてね。どういう聞きかたをしたらいいのかな。私なりのレベルから失礼ですけど、質問をさせてもらいますけども、この例えば新第2庁舎、日本設計さんは坪116万円というかたちで提案をいただきました。それから、条例案にかけた2号案と言うのは、坪80万で建てました。私は私の感覚からすれば、その国土交通省の基準があれば、何て言うんですか、どの程度の基準と言うか、そこら辺がさっきの話ではあんまり私自身よく理解ができなかったんですけど、その設計価格的な価格帯を積み上げたのかって言うのがよう分からんですが、そのレベルがね。と言うのは、同じ建物であっても、例えば市役所にしてもいろんな都市で建物を建てておられますよね、そうすれば日本設計さんが提案されたような116万という建物も当然あるでしょうし、それから1号案で提案しておられたように100万

というレベルもあるでしょう。それからこの間いただいた資料なんかでもね、例えばその出雲市役所ですか、あれなんか坪86万でやっておられる。それから、去年ですか、出雲市役所とそれから岩国市役所と諫早と行かれた、特別委員会でも視察もしました。その中で、諫早なんかは免震構造で坪75、76万、75万5,000円ですかね。そういうかたちで免震構造で市役所を建てておられる。確かに1つの基準というものは公共地方自治体としての基準というものはあるでしょうけども、それにしても、やっぱりその75万で出来る庁舎もあれば、120万ぐらいで出来る庁舎もあるっていうことになる、非常に価格帯の中に幅がある。

今回の2号案の検証にしても、かたや80万で出来るではないかという提案であり、かたや検証したら116万。それはもう会社も違うし、建物にある機能だとか設備だとかに対する考えかたも違うでしょうから当然金額が違ってくるんでしょう。それとやっぱり積算の根拠が、住民投票にかけた2号案というのは相見積を取られて、この規模でこの工法で工事をやられたときにお宅の会社はどれくらいで入札をされますかと、そういう見積りを取られた中で積算をしておられる。言え、非常にその実際の価格に一番近いんだろーと思いますけども、日本設計さんの場合は国土交通省のその新営価格ですか、そういうもので積み上げて来ている、ということで、この金額の開き、あるいは建物に対する考えの違いの中から出てきた差だと思うんですよ。

我々特別委員会は、日本設計さんに検証をお願いしたわけですから、それは1つの報告書というかたちで出していただくわけですが、我々特別委員会は、こう皆さんから預かっておる税金を使って、少ない経費で最大の効果を上げていくという責務もありますし、やはりこれから報告書の中身も議論させていただく中で、特別委員会のきちんとした方向性、方針を出さなければいけないので、非常にたわいもない話もするかも知れませんが、そこはもうご理解いただいて、できるだけ我々にもわかりやすく、その情報提供と言うか、説明をお願いしたいと思います。そこで、この価格の積算については、さっき以上の説明はないでしょうから、私もそれ以上質問する知識もありませんのであれですけども、この土壌汚染の、その他経費の中で、1万9,000㎡、これは、何て言うんですか、事務局より資料を提供したということで書いてあるわけですが、この1万9,000㎡って言うのは日本設計さんが出された数字ですね。それで、残土処理の価格3万2,000円、これは鳥取市の方が出したわけですか。これはどこの会社の分を参考にされたんですかね。私の記憶では、以前片原の貯留管の処理費が立米あたり4万何ぼでしたな。4万8,000円。はい。それで聞いておったのがだいたい今4割くらい下がって、処理費がね。というような話も聞いたこともあるんですけども、聞くところによれば、あるゼネコンさんではもう以前の処理費の4割程度まで技術力を開発して、そういう安い単価でできるようなこともありますよというような話を聞いたわけで、そういう流れから言えば、言え、言えこの1万9,000㎡にしても、その発注する会社によっては、言え、言え2億程度は違って来るような可能性だってあるわけですよ。これは今後の検討課題だと思いますけども、どういう会社にこう問い合わせをされて、この今の3万2,000円という金額が出ておるのか、その辺をちょっと鳥取市の方で聞かせてください。これはどなたがわかるのかな。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 すいません、ちょっと時間いただけますか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、わかりました。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 報告させていただきます。

◆橋尾泰博 委員長 はい。では、分かった時点で教えてください。その他ありますか。そしたらもう1点、細かいことで申しわけないんですけども、4ページに新第2庁舎及び半地下駐車場というページがあるんですけども、調整会議の中でいろいろ議論していく中で、平場の駐車場43台というふうな提案をいただいております。それで今、前回の調整会議でも若干触れてさしてもらいましたけども、日赤側、北側ですね、こちらに、今公用車の駐車場が7、8台あるのかな、設置してありますよね。それで、この本庁舎工事が終わったあとで、その7、8台の駐車場、えらい細かいことを言って申しわけないが、それが0の設定になっているんですが、私は反対にこの2階部分を撤去すれば、少なくとも10台程度は駐車場が確保できるのではないかなど、言えば、そうすれば平場でも50台あるいは50台を超える駐車場が確保できるのではないかなというふうに考えておるんですが、日本設計さんの方でその日赤側の北側の公用車の駐車場、これを0に設定をされたお考えと言うか、意図って言うか、そこら辺があればお聞かせいただきたいと思います。赤瀬川さんよろしくお願いします。

○赤瀬川仁 日本設計主管 117台に変更するというふうにかかせていただいている下に、ちょっと書かせていただいているとおり、車廻しだとか、タクシープール、大型バスのスペースは現段階で考慮しないと書いていますが、これらを入れていくとおそらく今のこの部分の台数というのは減っていくというふうに予想しております。それで、その減った部分をどこかでこうやったり賄っていきけるような余地を残しておいていかないといけないということもありまして、今ここの北側のところ使っていないというようなところですね。それで、要はここも7台停まりますよというようなかたちでガチガチに台数を固めてしまうと、今、書かせていただいているようなものたちを入れていくとドンドン、ドンドン減っていくばかりで、他に振り返ってもう少しこう台数を減らさないようになんとかやりくりするということができなくなるもんですから、今のこの計画段階、基本計画の前の段階においては、そういったものについては台数を読まない方が後々計画の方で、融通が利くということもあって入れていないというようなところでございます。

◆橋尾泰博 委員長 わかりました。後々でね、融通が利かなくなるという日本設計さんの考えを承ったわけですけども、要は、今どういう駐車台数が確保できるかということの検証もあるわけで、何台ぐらい取れますよと、だけど実際の基本設計、実施設計に入って、さっき言われた車廻しだとか、タクシーの部分だとか、そういうようなことがあって何台か減りますよと、これはもう次の基本計画だとか、基本設計の段階で出てくる話であって、やっぱりそういう点はわかりましたけども、この検証作業についてはできるかできないかというところもあるので、私は入れていただくべきだというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○赤瀬川仁 日本設計主管 こういう基本構想の段階でのそういうボリューム出しの話というのは、基本的には確実にできる数字を入れておくのが基本なんですよ。なので、これ117台というのも正直ちょっと無理矢理入れている感がありまして、要は基本構想だとか、基本計画という早い段階での与条件の設定というのはその数字というのが確実に入るかどうかというのをチ

ェックしていくという作業になるんですね。それで、今回、今でもこれ結構満ち満ちに入っていてかつその後ろのエリアも7台というのをに入れて、それが実際計画進んでいけばできるかという、正直我々否かというふうに思っています。なので、ここを、ごめんなさい43台、7台、箱を書いて書くことはできはするんですけども、おそらく基本計画、次の段階で台数がまたゴオッと減るということなので、あまりそういうことはしない方がいいんじゃないかなと思いますけどね。要は、検証した内容でいくとおそらくこれ117台停まらないというふうに考えていますので、その中でそれをまだ少しでも増やしてという台数を稼いでと言ったところというののやり繰りというのは、ちょっとお勧めできないというふうに考えます。

◆橋尾泰博 委員長 それは調整会議の中で、例えばタクシーのプールで8台でしたか、そういうもんがあって、それも考慮しないでということで20何台にしたんですかね。ただ、私が今申し上げているのは、今現実に駐車場スペースとして確保して、そこに公用車が停まっている。今の現状の姿ですよ、それを載せておくというのは別に今の赤瀬川さんに言われる説明でわかりましたというかたちには私はならんのだけでも。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 それは、委員長、僕は逆だと思いますね。今この150台に近づけるために、これまでの調整会議、特別委員会で駐車場を本当一杯いっぱい、めいっぱい今確保している。その結果、不便な駐車場になっているわけですよ。それで、本来だったらタクシープールであるとか、車廻しとか、当然ながら設けられる設計が150台に近づけないといけないから、今ここのまでもう本当に赤瀬川さんの言葉をお借りすれば満ち満ちのそういう状況になっているわけです。それで、第2庁舎の場合も、裏づけなしに計画を進めると将来的に破たんする計画、そういう可能性があるというような御説明も以前ありましたけども、駐車場だって同じなんです。将来のそういうこの計画通りに進んでですよ、117台確保しても、そういうこの駐車場、この車廻しをするというようなことが場所もない、そういうような計画で本当に私たちのこの特別委員会で諒とするのかどうなのか。ここら辺あたり、私は、委員長のおっしゃることは疑問だと思いますね。

◆橋尾泰博 委員長 今、桑田委員から意見をいただきましたけども、長い議論するつもりはありません。これはお互いの意見の相違だというふうに思います。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 議論ではないんですが、ちょっと執行部の方に確認したいんですけど、先ほどのこの庁舎の北側の公用車置き場のことなんです、現在、軽自動車の公用車が停まっているんですけども、この報告書で挙げられている駐車場法に規定されている寸法2.5×5mで両側通行6m、これというのは確保できるんでしょうか。まず、基本的なことを教えていただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 今、質問に対して答えられますか。答えられる。はい。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 ちょっと先ほどの件を先に今ちょっと担当が答えますので、先ほどの工事名ですよ、貯留管の関係。これにつきましては工事名が秋里の増補幹線、下水道ですけども、増補幹線築造工事という工事名でございまして、これは熊谷組と興洋工務店の共同企業体の発注するものでございます。これは工事期間平成21年の10月～23年の7月までの工事をやっております、このときにかかりました工事経費が平米単価3万2,000円の処分料という

かたちで出ております。それを参考に提供したところでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございました。それ以外は、情報収集はしていないということですよ、はい。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 今、駐車場の問題が出ていますけど、この駐車場の問題、台数云々ということは僕も言おうと思いませんけれどもね、当初もう片原の駐車場を作った時点で、やはりあちらに50台停めると、片原駐車場利用するというかたちで片原駐車場を建ったもんですからね、今それが全く使われていないというふうなことでありますから、その辺もやっぱり考えて検討されるべきだというふうに思います。それから、今日マスコミもたくさん来ておるわけですけどね、前回、調整会議で示されたこの概算の数字というものは、43億4,000万というものがドットとマスコミに出たわけですけどね、これは正直言って、今回この我々が特別委員会で日本設計に検証をお願いしたのは3点セット、3点セットの検証をお願いしたわけです。この部分が31億、それとその他の関係が10億出ておるんです。それで、当然関連事業というかたちでこれは必要なもんですから、当然これはこれで出てくる数字は数字でいいわけですけどね、市民の中では3点セットが43億、20億で住民投票にかけたものが40何億かかるんだというふうなかたちで認識をされる市民は非常に多いわけですよ、関連事業含めてね。このことを言えばね、1号案にしてでも建物だけは75億、関連事業含めれば、道路、駐車場さらにはこの庁舎のあったところの跡地のまた活用等々、さまざまな関連事業含めれば、やはり200億からでもなるという試算も出ておったわけですから、この辺を市民の中では、誤解をまた招きかねませんので、この辺、数字を3点セット幾ら、それと関連事業幾ら、いわゆるこの辺については、十分やはりマスコミも対応していただきたいというふうに思いますし、執行部の方もそのことはしっかり対応していただきたい。

やはりなぜこのことを申し上げるかと言うと、やはり先回の調整会議で出た数字を基に、市長が11月2日ですか、記者会見の中でいろいろと述べておりました。特別委員会がこれだけ議論しておる中で、市長自らが先走ったようなかたちで、ああいったコメントを出すこと自体は、私はけしからんというふうに思うわけです。このことをしっかり申し上げておきたいと思いますし、執行部の方も市長に対して、そのことはしっかり伝えておいていただきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 執行部の方では発言はいいですか。いいね。受けて伝えるということですね、はい。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今の上田委員の関連事業の関係、これは当然この第2号案をしたときに、必ずやらなきゃいけない関連事業であります。ただ、先ほど上田委員が200億と言ったのは、必ずやらなきゃいけないという数字じゃないでしょう。それをしっかりとされないと、今の発言では、ゴチャゴチャになっていますよ。ですから、あくまでそういう数字を出すのであれば、必要なものは必要ということは我々もわかります。だから、それをゴチャゴチャで言うだけというのは、ちょっとおかしいじゃないかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 この新築移転で、向こうに市民病院跡地のところに出た場合の関連事業が出て

います、数字は。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 関連事業、先ほど私が言ったように、必ずやらなきゃいけない関連事業と、やった方がいいという関連事業とはやはり分けて考えるべきじゃないかと私は言っているわけです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 議論されておることもよくわかりますし、理解もつくんですけども、私も例えば、市立病院に、私が個人で知識のないことで大変恐縮なんですけど、あそこには注射針とか、注射器というようなことが、たぶん埋けてあるんじゃないかということ勝手に想像していますよ、私は。仮に、そういうことは昔のことですけど、法規制はないし、あったとすれば余分なことも出てくる可能性がある。ここのヒ素と一緒になんですわ。だから、そういうことを細々と今議論して、それは違うじゃないか、ちょっと意味が違うぞというような議論は、もうバックせずに、やっぱり行きましょう、私はそう思いますよ。島谷委員さんは、言われることは正しいですよ。正しいですけど、そういう議論はバックしないようにしましょうや。私の見解です、これ、以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。その他、質疑ございますか。委員の皆さんの方で、もう御質疑よろしいですか。はい。それでは、日本設計さんの方の説明並びに質疑を終わらせていただきたいと思います。赤瀬川さんにちょっと確認をさせていただきたいと思いますけれども、今日は素案で1章、2章出てまいりました。9日の日に、最終報告書というかたちで議長の方に報告書を提出をさせていただいて、その後に、36人の議員の全員協議会、これを議長の方に招集をさせていただいております。その席でまた、説明をお願いするわけですが、報告書として、今日出していただいて、説明をいただいたこの1章、2章、その他に資料として出てまいりますでしょうか。

○赤瀬川仁 日本設計主管 報告書としては、この2つですかね。

◆橋尾泰博 委員長 成果品ですか。

○赤瀬川仁 日本設計主管 あと、素案が取れた状態のものです。

◆橋尾泰博 委員長 これが成果品ということですね。

○赤瀬川仁 日本設計主管 はい。

◆橋尾泰博 委員長 何度も言うようですけども、言えば、坪116万の建物がどういうものなのか、坪80万の建物がどういうものなのか、これが、現実に分からないというのが正直なところですけども、成果品、我々がこう、この資料で検証をするっていうのも、今後の特別委員会の運営の中で、どうなんでしょうかな。うん、だけど。これが成果品になっちゃう。仕様書はどうなっていましたかな、契約書の仕様書は。ちょっと事務局、すぐ出るか、わかりますか、出てきた。ちょっと確認をお願いします。

() 業務内容といたしましては、耐震改修及び一部増築案について、次の事項を調査するというので、計画条件、概略図面などの作成、根拠資料に基づいた建設費の概算の積み上げ、設計・監理費の算出、設計及び工事等に要する期間の想定、上記業務遂行の上で特別委員会の

判断が必要となった場合の該当内容及び資料というようなことをございます。あと、上記業務の遂行に必要な現地確認、特別委員会等への出席というような内容になっております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 県の建築士事務所協会の場合は報告書、これはさっきの1、2という分だろうというふうに思います。それに併せて、添付資料というかたちで別枠のこれは資料をつけておられます。その中に、工事の概算費であったり、そういった積み上げた数字が書いてある。だから、さっき赤瀬川さんがおっしゃった報告書っていうのは、いわゆる今日の説明された報告書でしょうし、併せて、添付資料としてそういったものがあるのかないのか、そのことをちょっと確認していきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 赤瀬川さん。

○赤瀬川仁 日本設計主管 報告書はこの2つです。それとあと、調整会議のときにちょっとお話しさせていただきましたが、各工事ごとの積み上げと言いますか、県の建築士概算程度の項目の費用っていうのは出さしていただくということで、ただ、報告書の中に入れると、ちょっと座りが悪いものですから、別の参考資料としてという扱いにさせていただきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 今日、こうして日本設計さんに最終報告書の原案と言いますか、持ってきていただいて説明もいただきました。質疑もいただきました。皆さんの意見の中で質問がございましたけれども、ここに書いてございます字句等についての修正、そういうものはなかったように思います。1点ちょっと赤瀬川さん、確認をさせていただきたいと思います。この概算工事の積算の中で、既存本庁舎改修、11億8,000万円が出ておるわけですけども、この中のA-4ですね、内装改修工事、これはもう、言えば、10月の調整会議の中で、市の方針が明らかになり、こういうもんが出てきたわけですけども、これはもう、今回の2号案の検証をするにあたって、その時点では予期していなかったことということでございまして、この内装改修工事、この5,000万ですか、これはその他経費の方に廻す方が、この検証作業においては妥当だというふうに思いますけれども、何ですか、既存遡及天井・壁改修等ということでございましてけれども、どうですか、これ前回は調整会議の中に意見が出た内容でございましてけれども、従前と同じ形態で出ておりますので、再度確認の意味で質問をいたします。

○赤瀬川仁 日本設計主管 その他経費の位置にあるのが、ちょっと凄く違和感を感じます。それで、変な話なんですけど、免震改修についても、基礎免震、柱頭免震から基礎免震にするということで、条件変わっているんですよ、それとあと、設備改修・解体についても、甲類対応の費用というのがここに加算されているんですよ、それで、ちょっと私が違和感、感じるのは、その既存遡及の工事がこの内装改修工事の大半とは言え、既存遡及の部分だけちぎって、他の甲類対応の部分というのはちぎらないでとか、あと免震改修の変った部分はちぎらないでというのが、ちょっと違和感を感じる場所なんです。それで、あとその他経費というのはもう、全然工事とは関係ない工事費なので、工事と関係ないと言いますか、この概算工事の中の与条件とは違う部分の話なので、そこに持って行くのもちょっと、なんか全体の報告書の作りようとして、整合していかないというふうな気がして、この状態でちょっと出させていただいたと

というのが、今日のところなんですけれども。

◆橋尾泰博 委員長 はい、御説明いただきました。前回の調整会議等でも、若干協議をした内容であります。今、日本設計さんの方から、そういう説明をいただいたわけでございますけれども、今の説明に対し、御質問等があるかたはお願いをいたします。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 質問というわけではないんですけども、前回の調整会議のときに、言ってみれば、さっき上田委員が言われたように、当初20億という数字が、30億に今なったわけですし、ですからその中で内装改修工事というのは、その時点では想定していなかったというような状況の中で、これは数字合わせみたいな話になるわけで、こっちに持ってくるか、こっちに持ってくるか、ただ、ここに持ってくるについては、20億という当初の予算の中で、5,000万円増えたということについては、当初予定していなかったからということなんですわ、非常に悩ましい話であって、これは赤瀬川さんの方に言う話ではないわけですし、我々その委員会の中で、当初はこの既存遡及の分については想定してない中での20億だったと、ところがそれが出てきたわけですから、概算工事費の中に含まれるということは、それはそれであろうというふうに思いますけれども、できればそれは外して、できるだけその20億に近い数字のところまで合わせたいという、そういう思いがあつてのその発言だというふうに思うし、この間の房安委員の発言も多分そうだったように思っております。

ですから、これは、どこに持っていくかというよりは、委員の中で共通認識されておいたらいいんじゃないかなというふうには、私は思います。はい。

◆橋尾泰博 委員長 今、上杉委員の方からそういうような提案があつたわけですけども、そのように取り計らってよろしいか。はい。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 ちょっと戻つたような話になりますけども、駐車場の台数のことで議論が出たので、併せて1つの要素として確認をしておきたいんですけども、実は山本先生の案は、地下駐の中に、要は5階建て部分についての階段を2か所、今回、しておられるんですけど、山本先生は1ヶ所だったんです、エレベーターと1ヶ所。それで、私なりに解釈すると、建築基準法的には2カ所は要らないと思っていますんで、いいかどうかはこれは別の話として、1ヶ所でもやれるんだろうと建築基準法的には。それで、そうなったときに台数が2台ぐらひは増えるかいなと思ひながら、私ちょっと眺めたんですけどね、細かいこと言うと、そういう平場のところに止める駐車場のことなり、なんやかんやありますから、私の解釈として、そういうふうに思っていますけど、間違いないでしょうかね。よろしいでしょうか、そういうふうな私が解釈しておれば。

○赤瀬川仁 日本設計主管 建築基準法上は、個室が存在しませんので、1つの階段があればいいと思います。それで、あとはあれですよ、上との兼ね合いで2つあつた方が機能的に、基本的に2つあるかどうか、みたいなところでやっていくのかなと思います。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 委員長、すいません。

◆橋尾泰博 委員長 はい、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。先ほどの駐車場の関連で、島谷議員から御質問がありました件ですけども、それについてもちょっと答えさせていただきますので。

◆橋尾泰博 委員長 はい、福井さん。

○福井一郎 財産管理課主幹 失礼します。それでは、先ほどの島谷議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思います。日赤病院のブロック境界ですね、本庁舎との境界のブロックからドライエリアまでの距離ですけれども、駐車スペースと通路を含めまして、合わせて6mでございました。以上でございます。

◆橋尾泰博 委員長 再度確認をいたし、はい、赤瀬川さん、はい。

○赤瀬川仁 日本設計主管 今回の補足なんですけど、免震改修することによって、免震の立ち上がりの壁を、この当該部分のドライのところで作ります。それで、今こちらのドライエリアというのが、機械関係の搬入のエリアになっておりますので、今のドライエリアと同じ大きさを確保しつつ、免震の立ち上がりの壁を作ろうとすると、今のドライエリアよりも日赤側に壁の厚みが大きくなるものですから、押すというような、ちょっと減少が起こるんですね、その関係もあって、6mという数字で恐らく今の現状よりも、1m半とかそれぐらい、こう地下がある部分ですので、そういうオーダー押すので、今は7m半とか、それぐらいの数字が確保されているんですけれども、改修によって、奥行き寸法というのが小さくなるというようなことによる6mという数字だと思えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。1点ちょっと委員の皆さんがたに確認をいたしておきたいと思います。1点、第2庁舎の検証作業において、特別委員会としては、免震工法で積算をお願いするというので、計画条件を決定し、日本設計さんに確認を、調査検証を求めました。皆さんもご理解いただいていると思いますけれども、住民投票にかけました1号案、2号案ともに、建物の工法は、基本設計の段階で決定をするということでございます。免震工法の検証をお願いしたというのは、皆さんも同じ認識でおられると思いますけれども、免震工法は工事費が割高に、高く付くということ、それから、工期が他の工法に比べて長くなると、その工法で積算をしておけば免震・制震・耐震いずれの工法を用いても対処、対応できるという認識の下にお願いをしております。

そういうことで、その点は委員の皆さんもご了解ご認識を新たにさせていただきたいというふうに思います。今日こうして日本設計さんに長時間にわたって御説明もいただき、御質疑もいただけました。このようなかたちで報告書の提出を9日に行ってまいりたいというふうに思います。いろいろ質疑をやった後でございますけれども、最終の確認として、このような報告書の提出について諒とするという委員の皆さまがた、挙手をお願いいたします。はい、わかりました。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 参考人のかたがたがおられる場所でそれを諮ると言いますか、するんでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 今、伊藤委員の方から、日本設計参考人で3人お越しをいただいておりますので、その日本設計さんの前でというご提案がございました。今の伊藤委員の提案のようにさせていただいてよろしゅうございますか。はい。日本設計さん、構いませんか。

○赤瀬川仁 日本設計主管 はい、どうぞ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それでは今日の、

◆房安 光 副委員長 文言の訂正もないんだから、諒とするって、そんな採決する必要があるのか。

◆橋尾泰博 委員長 先日、何ですか、再度の確認という意味です。その意味合いは、前回の特別委員会の折に、新築案というものも出てまいりました。いろんな活発な議論をいたしましたけれども、その折にも賛否が分かれていますし、それから、今日もちょっと上田委員が若干触れられましたけれども、我々特別委員会が検証作業を進め、この報告書をいただいた後で、その中身の精査等もして、当然報告書が出たことによって、市民の皆さんに市民説明会のようなことを進めてまいらねばなりません。市民の皆さんの意見も聞いていった中で、最終的な特別委員会の方針、方向性も明らかにし、議会に報告をするという次のステップがございます。そういうことを考慮して1つ1つ確認をしながら前に進めさせていただきたいと、そういう意味ででございます。それでは、このような調査業務報告書を9日に提出をしていただくということに賛成の、

◆伊藤幾子 委員 ちょっと、確認させてください。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆伊藤幾子 委員 報告書を出す、

◆橋尾泰博 委員長 伊藤委員。はい。

◆伊藤幾子 委員 すみません。報告書を9日に出していただくということを確認した後で、この報告書の扱いというか、そういったことはその後の議論になるわけですね。特別委員会の議論になるわけですね。それで、9日に正式に出てきました、その出てきた報告書を認める、認めないというのは、どこで審議というか、するんでしょうか。そこがちょっと知りたいんですけど、報告書を出していただくことを諒とするとした場合に、その報告書そのものを認めるということになるのかどうかというところ、どうなるんですか。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと待って、ちょっと待って。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 報告書を認めるとか、認めないとかということではないわけで、議会は知見の活用でこの20億のそれこそ検証をお願いしたわけで、その報告が出てきた。ですから、これは今までの検討会と違うのは、調整会議で日本設計さんと委員会の中で確認をしながら今日に至ってきたわけで、そこで報告書の素案が今日報告されたということですから、これはステップを踏みながら諒とする中で、今まで積み上げてきたわけ。だから、それを認めるとか認めんとかいうような、そういう話ではないと私は思っております。

◆伊藤幾子 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 わかるんです、調整会議で1つ1つ確認をしてきたので、だけど前回、前回のときに最後のところに挙がっていますその他事項の全面改築ということも検討をすべきという、そこについては多数決で決めたわけですよ、そこは。だから、そこで、私としては、そこで意見が割れてることなので、それが含まれているものを諒とするということではできないということで、それで今言わせていただいているんですけれども、そういうことは無視ということですか。

◆橋尾泰博 委員長 いや、だから、そういうことも含めて1つ1つ段階を固めてまいりたいので、確認の意味で今日最終の報告書案を説明いただき、質疑をいただいたんで、本日も確認をさせていただきたいということの提案でございます。それでは、質疑を打ち切らせていただいて、皆さんのご意思を確認させていただきたいと思います。この計画案の素案を成果品として9日に持って来ていただいて、御説明を全協でしていただくということ、

◆伊藤幾子 委員 わかりません。

◆橋尾泰博 委員長 わかりませんか。

◆伊藤幾子 委員 わかりません。

◆橋尾泰博 委員長 なら、私の提案を取り下げさせていただいて、質疑も終わったということで、これで切らせていただくということでもよろしゅうございますか。はい。それでは、長時間にわたりまして日本設計さんにはお世話になりました。ありがとうございました。それから、委員の皆さんには、他の審議もございますので、今しばらくお残りをいただきたいというふうに思います。なら、5時まで休憩しましょうか。

午後4時50分 休憩

午後5時00分 再開

◆橋尾泰博 委員長 それでは、お揃いでございますので調査特別委員会を再開いたします。本日のレジメの4番目でございます。今後の日程について議題としたいと思います。先ほど御説明をいただきました調査報告書でございますが、先ほども若干触れさせていただきましたが、11月の9日1時半に日本設計さんの方より議長の方へ最終の報告書が提出をされます。その後、議長召集の下で、2時半より全員協議会で報告書の説明をお聞きいたします。これの確認をお願いいたします。それから、2番目でございますけれども、今後の委員会運営について議題といたしたいと思います。こうして報告書が出てまいりました。今後、特別委員会の方針、方向性を決めさせていただいて、議会への報告を進めてまいる意見集約、この作業に入らなければならぬと、このように思っております。それと、この特別委員会におきまして、検証作業を進めてまいりました。この件につきまして、市民の皆さんがたに市民説明会というかたちで臨んでまいらなければならぬと、このように思っております。

この市民説明会につきましては、どのような形態で行うのか、あるいはどのような広報作業を進めていくのか、そういう準備、対応、これらにかなりの日数を要してまいるというふうに思っております。それで、現在の委員会の予定でございますけれども、現在予定をいたしておりますのが11月の15日木曜日、この日に特別委員会を設定をいたしたいとこのように考えております。それから、その次の週でございますけれども、11月の19日の週でございますが、この週は祭日が入っておるということ、それから2つの会派のかたが行政視察に出られるということで、この11月の19日の週は特別委員会を招集することが物理的に不可能という状況でございます。そういうことでその翌週11月の26日の週のいずれかの日に特別委員会を設定をさせていただきたいというふうに思います。そこで、12月の4日から12月議会が始まってま

います。この市民説明会を行う日にち等を、副委員長とも相談を申し上げ、今の日程等からすれば1つの希望でございますけれども、12月の1日土曜日か12月2日の日曜日、この辺を市民説明会の日程にはめてはどうかあとということでお話をしております。

そういうことで、今の、今日の会議の中で皆さんの御意見をいただきながら意見集約を図ってまいりたいと思います。その中で、今申し上げましたように11月の15日、それから11月26日の週の特別委員会、こうして皆さん揃っていただいて長時間議論するのはもうこの2日ぐらいしかとれないのではないのかなと。そこで、先ほど申し上げました準備等の話、それから意見集約の話、こういうことも進めていかなければならないということで非常に日程的に厳しくなっております。ということで、今、私の方から申し上げさせていただきましたけれども、今後の委員会運営、それから市民説明会の準備・対応この点について御意見等がございましたらお聞かせをいただきたいと思います。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 まず、その15日の木曜日には何をするのでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。言えば、特別委員会の方向性、これをどうするのか、あるいは市民説明会の実施の内容、どういうふうにやっていくのがいいのかというような話し合いになろうかというふうに思います。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 特別委員会の方向性っていうのは、どのように捉えたらいいのでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 それはやっぱり皆さんと議論していく中で、意見集約を図る以外ないと思います、委員の皆さまそれぞれのお考えが違うだろうというふうに思っておりますので。そういうことも含めて15日に議論を戦わせていただきたいというふうに思います。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 先ほど、委員長の方がその市民への説明会ということをちょっとおっしゃられたんでお聞きしたいんですが、先ほど日程的に1日みたいなことを言われていたんですけれども、これの議論も15日にするということですかね、その日程も含めて、その場所というかね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、はい。

◆島谷龍司 委員 どうでしょう、教えてください。

◆橋尾泰博 委員長 先ほど、私の方がお話ししたのは1つの提案でありまして、副委員長との話の中で市民説明会を各地区でやったらどうかとか、あるいは平日だったら夜でできらへんかとか、でも土日だったら皆さんがお休みのかたが多いから土日にやったらどうかとか、いろんな意見が出てきました。ただ、市民の皆さんも大変関心の強い市庁舎問題でございますし、やはり皆さん市民の皆さんに声をかけるにしても、大変な時間と労力が要るわけですから、ですから、できるだけ日にちを決めて1人でも多くのかたに来ていただきたいという思いの中で、早いことこの市民説明会の準備に入らなければいけないのではないかと。その点では一致はしておりますが、その日にち、会場、時間設定、これらについては皆さんの意見を聞く中で、当然特別委員会の方で取りまとめた検証案ですから、当然皆さまにもその会場にはご出席をいただきたいと思っておりますし、そういうことも含めて、皆さんが出やすい日にち等も考えながら、市民の皆さんの出やすい日にちを設定していただけたらというふうに思っております。ということです。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 ちょっと少しよく分からないんですけども、この市民説明会というのは、この

検証を特別委員会で行ってきて、その検証結果について市民の皆さんに説明をするんですか、特別委員会が。特別委員会の報告を受け、順序からすればどうなの、特別委員長の報告があり、議会としての判断があり、そののちに市民への説明会というのが相応しいのではないかと、思うんですけども、まだ議会全体として何も決議も何もされてない段階で、今市民説明会と言われても、どこがやるのか誰がやるのか、それも明確になってないと思うんですけど、私は特別委員会がする市民説明会ではないような気がしますけどね。

◆橋尾泰博 委員長 特別委員会がする、え。当然、市民説明会をするということでありましたら、我々特別委員会も議長の諮問を受けてやっているわけですから、当然議長にも議会を代表して出ていただかなければならないというふうに思います。ただ、副委員長との話の中で私の意見をこのように申し上げさせていただきました。今回の2号案の検証作業ということでもありますから市民の皆さんがたにその報告書が出た段階で説明をした方がいいのではないかと。その理由としては、当然2号案の検証ということでもありますから、住民投票にかけた2号案の計画がこうこうこういうような計画でありましたと。それを住民投票が終わって特別委員会で議論していく中で、住民投票にかけた2号案というものの検証作業をやるということの決議をいただいて、今日に至っておるわけです。そこで、日本設計さんから提出をされた報告書、検証結果、それを報告をします。

その中で当然市民の皆さんからもいろんな御意見が出てくるだろうというふうに思います。我々としてもできるだけ丁寧に説明をしなければならぬというふうには思っておりますが、そういう市民の皆さんの御意見も聞かせていただく中で、この議会に報告する方針、方向性。これを取りまとめていく進めかたの方が市民の声も聞かせていただいたという上でよろしいのではないかと。そういうかたちで市民の皆さん、大変関心があります。その中で報告書が出て、そのまた議論をして何日も日にちを要してやるということは、市民の皆さんに対して情報提供、説明責任という点で如何なものかというのが我々委員長、副委員長の認識でございます。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 委員長さんのお気持ち御意見と私は違うんで、私は桑田委員さんとだいたい同じ気持ちを持っているんですわ。ただ、検証を委ねられたこの特別委員会、調査検証を委ねられた特別委員会として説明するとすれば、こういう検証になりましたっていうことの、度を過ぎることができないわけです。それで、今後やっぱりある程度ずっと議論がありましたように、これから基本計画だとか、基本設計だとかっていうようなことに向かうために、市民の意見を聞いて、それを極力反映するっていうのは私たちの仕事じゃないように私は思うんです。ただ、特別委員会として検証結果はこうございましたと。我々もその検証に係わりを持たせていただきましたが、その結果はこうございましたと。あと、庁舎の方向性がどうなるかわかりませんというところまでしか、私たちは説明できないと思うんです。そうなりますと、もういっぺん議会として、市議会として議長を中心とした別の説明会を持たれる必要が恐らくあるんじゃないかというふうなことが想定つくんですが、そういうことでもいいのか。従って、私、桑田委員もおっしゃっていましたが、今急いで市民説明会を持つということについては、どうかなと大変疑問感がありますけどね。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。先ほどの提案で、今日が11月の5日ですか。それで、これから日程的に2回ぐらいの本格的な審議時間しか取れない。そういうような中でいけば、12月の4日に議会が始まってくるということになれば、もう12月の1日、2日、言えば25日ぐらいですか、間の期間が、これでもちょっと、非常にちょっと厳しいのかなという思いはしないでもないんですが、そういう意味で。そうかと言って年明けにするっていうわけにはいきませんので。はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 今日の打ち合わせの中で申し上げたんですが、これは特別委員会としてやるのではないということは、僕は申し上げたと思います。議会としてやるんであって、それには当然、議会運営委員会の議も経ないといけんと思いますし、それから当然議長の了承もいるし、議長の出席も必要ですし、それで、検証結果を踏まえて特別委員会として、それをどう捉えるのかということも必要ですし、議会としてそれをどう捉えるのかということも必要なわけで、そういうことを整理した上での説明会ということでない、また新たな混乱を招く恐れがあるというふうに思いますので。それで、議会としてそれはやっていきましょうということは打ち合わせ会のときには僕は申し上げたと思いますが、特別委員会が単独で開くんじゃなくてね。ですから、例えば、委員長が方向性というふうにさっき言われましたけども、方向性を出すのも必要なわけですし、検証結果はこうございましたよと、これはもうできんということで検証結果が出ましたと。ただ、それではやはり議会としての責任が保てないので当初は代替案、変更案ということになりましたけど、こういうことを日本設計にお願いをして作ってもらいましたという経過があるわけですから、当然その経過は説明しないといけないんですけど、住民投票にかけた案が実現不可能でしたという、それはじゃ、どういうけじめを議会としてつけるのかということも踏まえた上で、市民説明会をしないと、私は意味がないんじゃないかなというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 副委員長の方から、今そういうような提案があったわけですがけれども、今度の9日が2時半～4時半ぐらいまで設定してあったんですかね、全協が。というようなことで、9日にその後で皆さんいらっしゃるんで特別委員会を招集するっていうのもなかなか時間的に難しいということ。それで、その次、議会の日程等も考えて召集かけられるのが11月の15日ぐらいがなんとかなるのかなと。それから、その次の週は議会の行事等によってちょっと召集が難しいと。ということになれば、次の26日の週、これに設定をします。今月中に会議を招集するのが2回程度ぐらいなのかなという感じがしておりますので、そういうことで、さっきの提案をしたわけですがけれども、そうしましたら、議会で当然対応しなければならんことありますし、議長とも日程も確認をしておいてくださいよというような話も内々ではしておりますけれども。そうしましたら、11月の9日、全員協議会が終わった後で僅かな時間しか取れないかもわかりませんが今日の提案したことについての新しい展開も出てくるかもわかりませんし、また、その場で議論をさせていただきたいというふうに思います。よろしいですか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと私も9日に、じゃ、何を考えて出ていけばいいのかというのが、ちょっと今1つイメージが湧かないんですが、検証の報告がされるということで区切りとしては1

つ、ついたわけですね。それで、その後の扱い等々についてはこれからいろいろ議論になるのかもしれないし、ならんかもしれないし、なんか、その辺もよく分からないし、今後どのようなことが議会としてやられていくのかっていうことをちょっと明確にしていきたいなということなんですよね。それが分からないとちょっと会派でも議論もできんし、どういう考えで、次の委員会に出ればいいのかも分からないし、ちょっとその辺ちょっとわかるようにしていただければ助かります。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。それでは問題点を整理します。いずれにしてもこの市民説明会、議会が進めている案件でございますから、いずれにしてもこの我々調査特別委員会という委員の皆さんの、この審議が一番中心になってきます、運営の仕方についても。そういうことも含めて9日の特別委員会におきましては、この市民説明会を実施する上でどのような段取り、どのような日程、それからその審議内容、こういうことをまず詰めてから、それから実施しましょうとかということをごそれぞれ委員の皆さんお考えがあらうかと思っておりますので、その点を9日の全協の後でご議論いただきたいというふうに思います。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 上紙委員さんもおっしゃられたし、私も何度も言うように恐縮ですけども、要するにこの市民説明会の持ち方というのは、特別委員会の範疇を超えていると。まずは臨時議会なのか12月のこの定例議会の冒頭なのかわかりませんが、特別委員会の委員長報告があって、客観的な委員長報告があり、そして、議会としての結論を出し、方向性を出して、そして、この市民説明会で市民の皆さんのお声を聞くというのならわかりますけども、そういうこともなしで、特別委員長報告もなしで市民の皆さんのお声を聞くという、ちょっとシチュエーションがよく分からないんですけどね、まずは客観的に2号案ではできませんでした。それで、変更案が出ました。それを委員長報告の中ではっきり申し上げていただいて、それで、議会としてのなんらかの方向性を、議長を中心を持つということがまず先決で、それでもって市民の皆さんに議会全体としての説明会を設けていかなければ市民の皆さんに何を説明するんでしょうか。私たちが特別委員会でいただいたこの成果品をそのまま説明をするということだけで終わるんでしょうか。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 今、桑田委員がおっしゃったとおりだと思います。これは伊藤委員がさっき話をされたこともちょっと、それこそ関連するんですけども、いわゆる委員会としてこの成果品、報告をいつ執行部サイドにこういうかたちで報告があって、今後の市庁舎整備についてはこの報告を基に考えていただきたいということについての報告をいつ出すかということだろうというふうに思います。それで、1つの、まず、最初のステップとしては、さっき委員長報告、12月議会あるいは1月になるか、12月議会にこの出てきた成果品を委員会として、これを委員長報告というかたちにして、それから次のステップでは、要するに、この報告書は今度は執行部の方に行くわけなんですわね。我々が次のステップで基本計画だったり、基本設計を考える話じゃないわけだから、だからそういったかたちの中で議会の責任としてこういう報告が出ましたと、ついては次のステップの中で、新たな基本計画等々について盛り込む中で市民の意見を聞くということであるならば、それはそういう手続きで私はいいいんだろうというふうに思う

けれども、今、委員会の中で12月に報告をするって言ったって、要するに出てきた報告しかできないわけで、市民から例えば質問のさっきの話で80万と100万とどう違うだかって言っても、これは報告であるわけだから、自分らのそれこそ意見がいく話じゃないわけですから、非常にこのあたりが、今、軽々に委員会で市民に対する報告会をとということについては、私も少し早いのかな。

というのは、今定数の特別委員会をしているわけですし、これが近々に報告、結果というか、委員会としての方向性が出てくるわけで、これも市民説明会をという話を委員会の中では言ってるわけなんですけれども、このことも今ちょっと頭にちょっとよぎったんだけれども、当初はこの定数の特別委員会も具体的な方向性が出たら、そこで市民の意見というか、報告会をという話は考えていたんだけれども、今のこの議論を聞いておると、委員会の中で、定数の特別委員会の中で方向性を出したから、そこで新たな提案をもらおうとか、市民の意見を聞くかということであるならばだけれども、特に定数の問題については市民のアンケート、あるいはいろいろな自治連の要請書等々もらう中で議論をして方向性を出してるんで、このこともやはり委員長報告なりをして、最終的な議会での方向性を出してからの、それこそ市民の意見なのかなというふうに思ったりするもので、元に戻して今のこの特別委員会も、やはりそういう方向の方が私はいいのかなというふうには思います。はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そういう点も含めて9日の全協の後でもう一度招集をさせていただいて、短時間ではございますけれどもご議論を深めてまいりたいと思います。そのようにさせていただいてよろしゅうございますか。それから、5のその他でございましてけれども、今、皆さまがたのお手元に配布をさせていただいております、本日、鳥取県建築士事務所協会会長山下卓司さんの方から、議長の方に、市議会に対する申入書が提出をされておりました。議長の方からこの申し入れに対して調査特別委員会の方で話し合いをさせていただいて、1つの方向性を導いていただけないだろうかというようなことで、今日、委員会の方にお配りをさせていただきました。

端的に申し上げれば、以前建築士協会さんの方に検証作業をお願いをしておりましたけれども、検証作業を全面否定をされて名誉を大きく傷つけられておるということで、社団法人鳥取県建築士事務所協会の名誉回復を行うこと。それから2、我々の報告は否定したにも関わらず、今回は是とした理由を説明すること。この2つの項目に対して明確な意思を示していただきたいという申し入れでございます。これも次の、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 この申し入れをこの検討委員会で何か知恵を出せというような話じゃないように思いますがね、私は。議会全体として受け止めながらされて、2番目の問題で参考意見を委員長、副委員長にお聞きになることが、議長があられたとしても、我々の検討する範疇じゃあ、私は決してないというふうに思っています。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます、御意見聞かせていただいて。言えば、議長の方からこの今、市庁舎の庁舎特別委員会、何て言うんですか、その当時の検討会も解散してないものですから、庁舎特別委員会の方で議論してもらえないだろうかということで、今日ございませ

た。こういう申入書が出たということで、今日特別委員会の方に配布をさせていただきますということで話をしております。いずれにしても、今、お話がありましたように、庁舎特別委員会の方で揉んできちっと返答するのがいいのか、議会全体でするのがいいのか、あるいは検討委員会、そのときのメンバーで議論してもらって回答するのがいいのか、そこらも含めて今日は特別委員会の皆さんに、こういう建築士協会からの申し入れが出てまいったということで報告に今日は留めさせていただきたいというふうに思います。はい、それでは、はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 さっきも報告書の扱いについてちょっと議論があったわけですけど、この報告書、日本設計にお願いをして、知見の活用をして、ある程度まとめていただいて方向性まで出たわけですけど、この扱いの仕方について、やはりどういうふうにするかということが非常に大きな問題になってくるという。ですから、今後のこの耐震改修の整備に対して日本設計が行ってきたことに対して、報告書について今後の参考という1つの考え方であればいいんだけど、これが全て100%日本設計が言われることで、これから事業を進めていくということになったら、ちょっと法的にも引っかかる問題が出てくるというふうな心配がありますので、今後この扱いについては、やっぱり十分慎重に議会としても考えて対応していかないといいん問題があるというふうなことをちょっと思うし、100%日本設計が言われるとおりに進めていけば、やはり利益供与というような1つの法に触れるような点が若干ありますので、その辺も十分検討して対応を考えていただきたいということをちょっと申し上げておきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 ちょっと上田さんのおっしゃりたいことが、何かストレートに来なかったんですけども、何を言われたいのか。あくまでも報告書は当然報告書としてあって、それを全てやれという話は最初から言っていないわけで、それで、後段のその利益供与を法的に、具体的にどういうことですかね。

◆上田孝春 委員 だから、

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 参考で今までしてきた経過を日本設計が知見の活用をして、こういった報告を出していただいたわけですけど、これが全て次の耐震改修に言われたとおりに、報告が上がったとおりに進めていくということになれば、その辺の問題が発生しかねますから、ですから、その辺を十分踏まえて日本設計が出したものを、これから先の耐震改修に十分活かしていくための検討をされない駄目だということだけ申し上げておきます。

◆橋尾泰博 委員長 上杉委員。

◆上杉栄一 委員 具体的な、例えば事業費であったり、15億とかそういったものがそのまま数字に、いわゆる基本計画なり基本設計の中に入ると私は考えておりませんから、全く同じ数字でいくというふうには考えていないから、利益供与みたいな話にはならんんじゃないかなと、あんまり、それはちょっと考え過ぎのような気もせんでもないけれどもね、私は。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 上田さんのおっしゃりたいことはよくわかるんですけど、私聞きたいのは、ど

ういう部分がどういう法律に引っ掛かって利益供与になるものかというのを具体的にちょっと教えてほしいなということでお聞きしたんで、ちょっとその点、お答えになってないんで、ちょっと教えていただけますか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 だから、具体的に、さっき上杉さんが言われたように、全てそれが同じようなかたちで上がるならいいわけだけど、それがそういったかたちで全て挙がってくるということになれば。

◆房安 光 副委員長 上がるっていうのは執行部に渡すっていうことですか。

◆上田孝春 委員 いやいや、その辺がそういったことも考えて、我々はこれから先、日本設計から上がってきたものをうまく活用していかないといけんということだけ申し上げておきたい。

◆橋尾泰博 委員長 こういう議論をしておれば長くなるので、今日はここで打ち切らせていただきたいと思えますけれども、1つの報告書が出てきて、言えば住民投票にかけた2号案、これも議会で20億8,000万これを全会一致で決めたという経緯もあります。それから、日本設計さんが今日最終報告書の現案として出された、これも現実のものとして我々は受け止めなければならぬわけですが、例えば1つの例を言いますよ、新第2庁舎坪単価116万、ならこの116万のこの坪単価の報告が、じゃあ、委員の皆さんがた、その16万の中身っていうのが報告を受けた段階ですから本当に消化できているかっていうところになると、どうかなっていう部分もあります。そういうことも含めて本当に、例えば、日本設計さんが積算をされた設計価格、それから山本さんと言いますか、住民投票にかけた2号案、いずれにしてもその幅の中で動くんでしょうけども、我々特別委員会として市庁舎の規模・機能そういうグレード、そういうことも含めてほしいこの程度という報告を基本として、やっぱり議論を深めていくっていう作業も当然出てくるんじゃないかなという感じがしております。そういうことも含めて、まだいろんな議論が出てくると思うので、それを11月の15日、それから26日の週のいずれかの日にそういう特別委員会を設定しますので、その場で議論していただければ。はい。

◆湯口史章 委員 委員長があえてそういう話をされるから言いたくなってくるんですけどね、我々は落札金額の当て競争しているわけじゃないんで、その基本は我々が日々どういうかたちで予算を認めて、こういう箱物の、工事に出しているか、それを基準にした物事の考え方でやっぱりやっていかないと、なんぼになるだろうとか、そんな議論をして予算組んでいたって話にならんわけで、もう同じ過ちを何べんもするわけにはならんので、本当に、そこ、頭切り替えましょう、本当に、前行きしませんよ。

◆橋尾泰博 委員長 それは。

◆湯口史章 委員 クイズじゃないんで、本当に。

◆橋尾泰博 委員長 え。

◆湯口史章 委員 値段当てのクイズじゃないんで、本当に。ここでこうだったから必ず同じようになるなんてことはないわけだね、その時々条件も変わるわけで。だから、一般的な予算の組むための手続としてどういうかたちで予算を組んでいくかということでしょうから、今回の日本設計がやられた手法っていうのは、いわゆるオーソドックスな官庁工事で言えば基本です

よ、最終的にわかりませんよ、入札かけたら 20 億 8,000 万でできるか、これ、わかりません。ただ、当て競争の議論をしておたていけんわけで、ということです。

◆**橋尾泰博 委員長** そういうことも含めて、きちっと皆さんの意見を聞く中で、特別委員会の方針、議会の報告への集約、こういう作業に次の段階として入っていきたいとこのように思います。はい、房安委員。

◆**房安 光 副委員長** 特別委員会として、この変更案を了承したというか、この方向で執行部の方に進めてほしいというようなことに行くまでに 2 号案はできなかったという検証結果があるわけですから、これ、まずそこを議論せんとな、それ先に行かれませんよ、実際の話、あくまで変更案ですからこれで了承してください。じゃあ 20 億 8,000 万で、工期も含め、工法も含め比較検討表を付けて、やって、片方の案がいや実現不可能な案だったんですよという、それをどうやって委員会として、議会として受け止めるかという議論がないと、私はこういう変更案を作りましたから、これをお願いしますよと、そんなことにはいかないと思います。まずそのけじめをきちっと議会としてどうするのかという議論を、最初にまずそれをやらないといけん。それを市民の説明会にも議会としてはこう受け止めていますよということの報告をしないとといけん、それが、まず最初だと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** そういうことも含めて、まだ今後議論が出てくるんだろうということで、今後の委員会運営というものを、1 つ提案をさせていただいたわけでございます。委員の皆さまがそれぞれ御意見があろうかと思しますので、今日も 1 時からやっております、長時間に亘っております。これからの審議というのも大変だろうというふうに理解をいたしておりますし、今日の大きなテーマでございます、委託業務に関する調査報告書の原案について、日本設計さんにお越しをいただき質疑をやる、これが本日の大きなテーマでございます。先ほど申し上げました、4 番の今後の日程について、その他については、次回の特別委員会の議題とさせていただきたいと思っておりますし、今、副委員長の方から御意見がございましたけれども、この 2 号案ができなかったというところの検証から特別委員会が審議を進めていく、それが議論を進めていく順序だという御意見もございました。これも当然次の特別委員会で議論をさせていただきたいと、このように思います。それでは、そのように進めさせていただくことを確認をして、本日の調査特別委員会を閉会とさせていただきたいと思っております。長時間お疲れ様でございました。

午後 5 時 40 分 開会

鳥取市議会委員会条例第 28 条第 1 項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博